令和7年度　播磨町子ども・子育て支援事業計画〔評価〕

計画策定から現時点までの取り組みの状況について評価をしてください。
1. 非常に高い(100%以上)　2. 高い(80-99%)　3. 普通(50-79%)
4. 低い(1-49%)　5. 未実施(0%)
6. 評価不能(※理由を「問題点・課題・解決策等」に記入ください。)

資料1

					第３期計画（令和７年３月策定）	令和７年度事業評価			
施策No.	施策No.（枝番あり）	基本目標	基本施策	事業	取組内容	取り組みの総合評価（5段階評価）	取り組みを実施した上での問題点・課題、解決策等	今後の取り組み内容（令和8年度において重点的に取り組む内容）	担当課
1	1	基本目標１安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（１）就学前教育・保育の充実	通常保育事業の充実	●保育を通して、こどもたちが基本的な生活習慣や豊かな心を養うことができるよう、保育内容の充実を図ります。 ●待機児童の解消に向けて、引き続き播磨町子育て支援策検討会議や播磨町子ども・子育て会議の場で検討を進めるとともに、これらの場で提案、承認された認定こども園の新設、小規模保育事業所の整備等の確保方策に取り組みます。	3	社会福祉法人に補助金を交付し財政支援を行うことにより、民間幼保連携型認定こども園を令和８年４月に開所することで一定の成果は上がったものの、前年度以前に引き続き主に次の点が問題・課題となっており待機児童の解消には至っていない。 ・保育需要が依然高く、確保方策が間に合っていない。 ・町内保育施設における定員を超えた弾力的な運用をしているが、これ以上の弾力化が困難な状況である。 ・近隣市町においても待機児童が生じている状況があり、保育人材の確保競争が激化しており、保育人材が不足しがちである。 ・町内の面積が狭小であり、保育施設を新設する難易度が高い状況にある。	将来的な更なる保育需要に備え、蓮池を利活用した保育施設の整備に向け着手する。 また、引き続き、町内民間保育施設における保育人材の確保に対する財政支援を行う。	こども課
2	2	基本目標１安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（１）就学前教育・保育の充実	保育所運営の支援	●多様化する保育ニーズに十分対応できるよう、民間保育施設の機能を高め、その運営の支援に努めます。 ●補助事業の新設、見直し等により、保育施設の経営安定化、保育士の確保に努めます。	3	前年度以前に引き続いて新卒保育士等就労支援一時金（市町により多少内容に差異はあるものの、本町では町内保育施設で勤続年数満５年に達すると最大140万円を支給する制度）等により保育士の確保に努めている。 保育士確保対策推進事業（認可定員を超えて受け入れた児童数に応じて、保育施設に補助金を交付する制度）は、ほぼ全ての町内保育施設の認可定員が認定こども園化に伴う定員増員により施設面積の上限に近い定員設定となったことで、事実上認可定員を超えた受け入れが起こり得ない状況となったことからその役割を終えたため、令和７年度末をもって廃止した。	当面の間、保育人材あっせん手数料補助事業（仲介事業者による人材紹介を通じて保育人材を確保した際に支払う紹介手数料等に係る経費の一部を補助とする制度）を新たに実施し、町内民間保育施設における保育人材の確保に対する財政支援を行う。	こども課
3	3	基本目標１安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（１）就学前教育・保育の充実	発達障害児・障害児保育事業の充実	●一人ひとりの障がいの状況、個性や能力に応じた保育を受けることができるよう、保育内容の充実に努めます。 ●令和８年２月に開設予定の播磨町児童発達支援センターにおいてペアレントトレーニング等、障がいのあるこどもに対応するための正しい知識の習得ができるような機会を提供します。 ●研修希望のある保育施設に心理士等専門職を派遣し、支援者への助言を行います。	3	障害児保育事業補助金について、町内保育施設が利用しやすいよう既存制度の見直しを行い、令和８年度から新たな形での補助を開始する。 令和７年度はペアレントトレーニングの実施はできていないが、令和８年２月に開設した「播磨町児童発達支援センター」に、令和８年度からの実施を依頼した。	引き続き、町内保育施設において、障がい児を適切に保育できるよう必要な経済的な支援等を行う 令和８年度以降は児童発達支援センターにてペアレントトレーニング等の事業を実施すると共に、保育施設に巡回相談を実施し支援者に対する助言を行っていく。	こども課
4	4	基本目標１安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（１）就学前教育・保育の充実	幼稚園の整備	●こどもが発達段階に応じた教育を受けることができるよう、幼児教育の質の向上を図るとともに、各園における適切な受け入れ児童数、学級数等を検討し、教育環境の整備に努めます。 ●町立幼稚園の環境改善（空調設備や遊具の更新、園庭拡張、駐車場等の設置その他町事業を推進するために必要と認められる質的な改善）を図ります。	2	令和７年度に播磨幼稚園園庭拡張工事が完了し、拡張した園庭で子どもたちが伸び伸びと遊ぶことができている。また、併せて整備した駐車場の供用も開始され、保護者の送迎に係る利便性が向上していることから施設としての質が改善している。 更に、教育総務課による播磨幼稚園・蓮池幼稚園での配膳室改修工事も予定通り完了し、令和８年４月から幼稚園給食が開始されており、教育内容の充実にも寄与している。 多様な面で色々な内容が大幅に改善しており、園の現場における運用も並行して変えていく必要があるため、困惑している教員や保護者の少なからず存在している点には配慮が求められる。	各種整備が進んだことにより新たに発覚した課題やより一層改善を図る必要がある課題に対して、引き続き取り組んでいく。 具体的には、播磨幼稚園において、遊戯室棟が別敷地に設置されており、見通しの悪い道路を横断しなければ使用できない（防犯上の観点からも別敷地にある建築物の管理が難しい課題がある）状況については、早急に改善を図りたい。	こども課
5	5	基本目標１安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（１）就学前教育・保育の充実	認定こども園の整備	●既存の教育・保育施設で住民のニーズに対応できない等の場合には、就学前のこどもに関する教育・保育を総合的に提供する機能を備えた「認定こども園」の導入を検討します。 ●認定こども園への移行希望があった場合にスムーズに移行できるよう、体制面を含めた移行のための準備を行います。 ●認定こども園の環境改善について検討します。	3	令和７年度に町内の私立園は全園認定こども園に移行完了した。 町立幼稚園は、令和５年度に播磨西幼稚園が認定こども園化したが、他の２園については、現在のところ認定こども園化の動きはない。	町立幼稚園の認定こども園化については、必要に応じて検討していく。 町内の各認定こども園の環境改善について、園の意見も聞きながら検討を進める。	こども課
6	6-1	基本目標１安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（１）就学前教育・保育の充実	地域型保育事業の整備	●教育・保育施設のみにこだわることなく、０～２歳の保育ニーズに応じた地域型保育事業の整備を検討します。 ●地域型保育事業の整備を検討する際は、有識者会議や保育施設長会などを活用し、関係者と丁寧に議論を積み重ね、播磨町に適した事業を展開できるよう配慮します。 ●整備の検討にあたっては、町内の土地利用構想との整合を図りつつ、再整備が検討されているエリアへの施設配置も視野に入れ、関係課と連携し計画します。	3	０～２歳の保育需要に応ずるための地域型保育事業の整備に取り組む必要があるものの、地域型保育事業を卒園した後の連携先（３歳児クラスからの円滑な保育受入先）の確保に課題があり、具体的な整備を進めるには至らなかった。 町にとって、適切な保育サービスの在り方を模索しながら、より良い施設整備に取り組んでいく必要がある。	全年齢に対応できる認定こども園の整備を進めつつ、小規模保育事業所や家庭的保育事業などの整備について、有識者会議や保育施設長会など関係者と丁寧に議論を積み上げていく。	こども課
6	6-2	基本目標１安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（１）就学前教育・保育の充実	地域型保育事業の整備	●教育・保育施設のみにこだわることなく、０～２歳の保育ニーズに応じた地域型保育事業の整備を検討します。 ●地域型保育事業の整備を検討する際は、有識者会議や保育施設長会などを活用し、関係者と丁寧に議論を積み重ね、播磨町に適した事業を展開できるよう配慮します。 ●整備の検討にあたっては、町内の土地利用構想との整合を図りつつ、再整備が検討されているエリアへの施設配置も視野に入れ、関係課と連携し計画します。	3	再整備を検討しているエリアでは、着実な事業化に向けた検討を進める必要がある。	土山駅北地区での再整備に伴い、マンションを誘致し、ファミリー層の居住を誘導する方針である。このことから保育ニーズの増加が見込まれるため、この受け皿となるこども園等子育て支援施設の誘致に向けて検討を進める。	都市計画課

令和7年度　播磨町子ども・子育て支援事業計画〔評価〕

計画策定から現時点までの取り組みの状況について評価をしてください。
1. 非常に高い(100%以上)　2. 高い(80-99%)　3. 普通(50-79%)
4. 低い(1-49%)　5. 未実施(0%)
6. 評価不能(※理由を「問題点・課題・解決策等」に記入ください。)

資料1

					第３期計画（令和７年３月策定）	令和７年度事業評価			
施策No.	施策No.（枝番あり）	基本目標	基本施策	事業	取組内容	取り組みの総合評価（5段階評価）	取り組みを実施した上での問題点・課題、解決策等	今後の取り組み内容（令和8年度において重点的に取り組む内容）	担当課
7	7	基本目標１安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（１）就学前教育・保育の充実	保育士・幼稚園教諭の確保・育成・支援	●保育対策等補助事業等を通じて、保育人材の安定的な確保を図ります。 ●地域の多様なニーズに柔軟に対応できるような研修や情報提供等を推進し、保育士・幼稚園教諭の資質の向上を支援します。	3	前年度以前に引き続いて新卒保育士等就労支援一時金（市町により多少内容に差異はあるものの、本町では町内保育施設で勤続年数満５年に達すると最大140万円を支給する制度）等により保育士の確保に努めている。	当面の間、保育人材あっせん手数料補助事業（仲介事業者による人材紹介を通じて保育人材を確保した際に支払う紹介手数料等に係る経費の一部を補助とする制度）を実施し、町内民間保育施設における保育人材の確保に対する財政支援を行う。	こども課
8	8	基本目標１安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（１）就学前教育・保育の充実	幼稚園・保育所・認定こども園の連携の推進	●乳幼児の教育や保育環境を公平に提供するため、教育内容・保育内容の整合性の確保や職員の合同研修の実施に努めます。 ●子ども・子育て会議において、各施設の問題点等を確認、共有するとともに、子育て支援事業の実施や両施設の有効活用について各施設の連携に向けて取り組みます。	4	保育施設所長会などで各施設のご意見を伺うと、施設ごとに職員を研修参加させやすい時期や時間帯が異なり、町立幼稚園・こども園の職員と私立認定こども園の職員での合同研修を開催することそのものの難易度が高く、実現には至っていない状況である（双方が参加できる研修を開催したが、町立園の職員しか機会を活用できないなど、実施方法に課題がある。）。	就学前施設と小学校との連携に係る授業参観や保育参観では、一体的に参加できているものもあるため、単に町立園と私立園とを対象とする形式ではなく、別の部署や機関等が実施・開催する場に、それぞれが参加し易い形であっせん・紹介をするなど、開催方法や実施方法に係る調査研究を進めたい。	こども課
9	9	基本目標１安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（１）就学前教育・保育の充実	教育・保育の質の向上	●幼稚園・認定こども園において幼児教育に関する研修を実施します。 ●幼保合同研修の開催や小学校、中学校へのスムーズな接続などを視野に入れた連携・協力体制の構築を図ります。	2	幼児期と児童期の円滑な接続に向けて、相互の保育参観や授業参観を通し、子どもの学びの連続性について共通認識を持つことができた。それぞれの発達に応じた具体的な行動目標（目指す子ども像）やカリキュラムを幼稚園、こども園、小学校共同で作成する等、発達や学びの連続性を踏まえた指導内容や指導方法を一層工夫する必要がある。	幼児期と児童期の円滑な接続に向けて、町内すべての保育園、こども園においても、合同研修・合同保育・授業等を実施する。互いの幼児・児童観や指導観についての共通理解を深め、一部の教師や保育士同士の連携に終わらず、学校・園・町全体としての取り組みとなるよう推進していく。	地域学校教育課
10	10	基本目標１安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（１）就学前教育・保育の充実	外国につながる幼児の受け入れ支援	●翻訳機等を活用し、意思疎通を図ります。	3	町立園に配備している翻訳機を活用し、意思疎通を図っている。	翻訳機のライセンスを更新し、引き続き利用できる環境を維持していく。	こども課
11	11-1	基本目標１安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（１）就学前教育・保育の充実	町立園での給食実施	●就学前児童の健全な育成促進と保護者の就労支援を主な目的として、町立幼稚園における給食提供開始に向け、配送車両の進入経路や安全な駐車スペースの確保、配膳室の整備など、必要な準備を進めます。	2	令和８年４月から播磨幼稚園・蓮池幼稚園において給食提供を開始するため、教育総務課にて配膳室改修工事や調理配送等業務委託事業者の決定などが円滑に行われた。 また、教育総務課の準備と並行して、こども課においても必要備品の調達や必要な例規整備、保護者からの申込み手続き案内などを行った。	予定通り幼稚園給食を実施できているが、適切な配膳や幼稚園現場でのアレルギー対応能力を向上させるなど、より安全安心なサービス提供となるよう、有益な情報発信や必要な情報共有を行い、更なる質の向上に取り組んでいく。	こども課
11	11-2	基本目標１安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（１）就学前教育・保育の充実	町立園での給食実施	●就学前児童の健全な育成促進と保護者の就労支援を主な目的として、町立幼稚園における給食提供開始に向け、配送車両の進入経路や安全な駐車スペースの確保、配膳室の整備など、必要な準備を進めます。	1	令和８年度から播磨町立幼稚園２園で給食提供が開始できるよう、配膳室の整備や備品の購入を行った。また、幼稚園給食調理配送等業務に係る事業者をプロポーザルにより公募し、委託事業者を選定した。	播磨町立幼稚園２園での給食提供が実現した。給食に関係する食育の取組を実施していく。	教育総務課
1	1	基本目標１安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（２）子育て相談や支援の充実	ファミリー・サポート・センター事業の推進	●北部子育て支援センターを拠点に、「子育てを応援したい人」と「子育てを応援してほしい人」を会員とした相互援助活動の推進を図ります。 ●事業の普及啓発・研修活動に努め、提供会員養成講座を実施し、登録会員数の増加を図るとともに、利用会員の様々なニーズに対応した育児支援の利用促進を図ります。	3	共働き家庭が増えており、保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かりの件数が増えている。保育施設の保育開始前の預かりについては、早い時間からの対応が必要となる。また、車での送迎の依頼も多く、送迎が可能な提供会員に依頼が集中するため、対応が可能な提供会員の確保が必要となる。	多子世帯の保護者がファミリーサポート事業を利用する場合、利用料を半額にして多子世帯の育児援助・経済的援助を行う。また、こういった場合を含めて提供会員への報酬が減額とならないよう、提供会員へ減額相当額の補助を行う。 依頼会員の多様なニーズに応えるための、活動の制約の少ない提供会員の発掘や、既存会員が活動の幅を広げるためのフォローを実施する。	こども課
2	2	基本目標１安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（２）子育て相談や支援の充実	子育て家庭ショートステイ事業の充実	●保護者が病気等の理由により児童の養育ができない場合、児童養護施設等で児童の預かりを短期間実施し、児童の安全を確保します。 ●預かり先施設の拡充に努めるとともに、適切な利用料について検討します。	3	年齢や課税状況等により利用料を決定しているが、対象によっては利用料の負担が大きいこと、施設によっては受入が難しいこともあること、等、個人的な理由だけでなく施設側の状況も厳しく、利用に繋がらないことがある。 令和7年度は里親へのショートステイ委託を行い、保護者や利用児童にとって利用しやすい環境を整えた。今後も里親やファミリーホームでのショートステイ利用ができるよう整えていく。	ファミリーホームへの委託ができるよう施設申請を促進していく。	こども課

令和7年度　播磨町子ども・子育て支援事業計画〔評価〕

計画策定から現時点までの取り組みの状況について評価をしてください。
1. 非常に高い(100%以上)　2. 高い(80-99%)　3. 普通(50-79%)
4. 低い(1-49%)　5. 未実施(0%)
6. 評価不能(※理由を「問題点・課題・解決策等」に記入ください。)

資料1

					第３期計画（令和７年３月策定）	令和７年度事業評価			
施策No.	施策No.（枝番あり）	基本目標	基本施策	事業	取組内容	取り組みの総合評価（5段階評価）	取り組みを実施した上での問題点･課題、解決策等	今後の取り組み内容（令和8年度において重点的に取り組む内容）	担当課
3	3	基本目標１安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（２）子育て相談や支援の充実	病児・病後児保育事業の充実	●病気中・病気回復期の児童を保護者が家庭で保育できない場合に、保育所等に設けられた専用スペースにおいて、看護師等が一時的に児童の保育を行います。 ●近隣市の病児保育施設をそれぞれの住民と同額の利用料で利用できるよう協定の締結に努めます。 ●近隣市の病児保育施設利用料が、それぞれの住民が利用した場合の料金より高い場合、その一部を助成します。	2	病児保育事業を開始して以来、利用児童数が年々増加しており、需要に対して確保方策が機能している状態である。 令和７年度からは加古川市と広域利用に係る協定を締結し、加古川市内の病児保育事業を播磨町民が利用しても加古川市民と同額の利用料で利用できる環境を整備した。 病後児保育事業は利用者数の低迷が続いているため、事業の周知啓発を行うとともに、事業そのものの需要や必要性を精査する必要がある。	病児保育事業を安定的に継続して実施できるよう、事業者に対する経済的な支援の充実を図る。 病後児保育事業の今後の在り方を検討するに当たっては、検討する前に、事業者による積極的な事業の周知啓発、利用促進の取り組みが必要と思われるため、事業者との協議に向け検討していく。	こども課
4	4	基本目標１安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（２）子育て相談や支援の充実	延長保育事業の充実	●保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外の時間に、認定こども園、小規模保育事業所において保育を実施します。 ●保護者のニーズに対応できるよう、保育士の確保等、提供体制を整備します。	2	令和８年度から開所したポエムキューピットこども園においても延長保育を実施いただいており、保護者の選択肢が拡充している。 一方で、小規模保育事業所における延長保育については、在籍児童が乳幼児であるため長時間保育による児童に係る負担が大きいこともあり、利用を希望する保護者が少数になる傾向がある。	小規模保育事業所における延長保育について、利用児童数が少数の場合は、結果的に事業者の経済的な負担が大きくなることから、現実的な需要を精査し、必要に応じて規模の縮小や小規模保育事業所での延長保育廃止を検討する必要がある。	こども課
5	5	基本目標１安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（２）子育て相談や支援の充実	一時預かり事業の充実	●保護者の急用や病気等により一時的に児童を保育できなくなった場合や、育児の精神的・肉体的負担軽減を図るなどの場合において、保育所等で児童を一時的に預かり、保育を行います。 ●利用可能施設数の拡大（特に０～２歳児）について検討・協議します。	2	播磨保育園により実施いただいている一般型一時預かり事業については、例年安定して年間延べ利用児童数が1,000人を超えている状況である。 町において特に需要が高いと見込まれる０～２歳児を対象とした一時預かり事業について、国や県の補助金の対象となり得る基準を満たした事業展開は、人員確保や施設設備など多くの面から難易度が高いため、町独自の一時預かり事業を業務委託することにより実施した。	一般型一時預かり事業、町独自の一時預かり事業ともに引き続き実施する。 町内の既存保育施設においては待機保留児童の解消を優先いただきたいため、導入が困難である「こども誰でも通園制度」について、町独自の一時預かり事業の委託先と認可に向けた協議を行いたい。	こども課
6	6	基本目標１安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（２）子育て相談や支援の充実	医療的ケア児保育支援事業	●国の補助金を活用して、町内の特定教育・保育施設等において就学前における医療的ケア児を受け入れられる体制を構築するよう努めます。	5	町内の保育施設において医療的ケア児を受入れた場合は、国の補助金を活用して町から補助金を交付する用意はあるが、現実的には各園において医療的ケア児を受け入れるに当たっての課題が存在しており、実現には至っていない。	令和８年度において医療的ケア児の受け入れを町立園で１人行っていることから、町立園における医療的ケア児の受入れは徐々にではあるが実現できている。今後は私立園における受入れにも応用できる体制を構築できないか調査研究を進めたい。	こども課
7	7	基本目標１安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（２）子育て相談や支援の充実	広域入所保育事業の実施	●保護者の利用便宜を図るため、近隣市町での待機児童の状況等を踏まえ連携を図りながら、多様化する保育ニーズに対応できるよう居住地以外の保育施設での保育ができるように努めます。	2	近隣の市町での待機児童数の増加状況と希望園との調整に苦慮している。 特に近隣市町においても待機児童が多い学齢は１歳～２歳と、本町の待機保留児童の状況と同様であるため、近隣市町にある保育施設を希望しても保留となる場合が多く、本町では解決できない構造的な課題がある。	引き続き、他市町にある保育施設の利用を希望する申請については、他市町との調整に務める。 長期的には、本町の保育ニーズには町内の保育施設で対応できるよう確保方策に取り組んでいく。	こども課
8	8	基本目標１安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（２）子育て相談や支援の充実	学童保育事業の充実	●就労等により、昼間、家庭に保護者のいない児童が安心して過ごせる環境を確保し健全な育成を図るため、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供する学童保育に対する支援を行います。 ●支援員の資質向上、安定した運営体制の充実のため、補助金を活用し、支援員の処遇改善を実施します。 ●保護者の就業率の上昇傾向と児童数の推移予測、校区の特性を考慮した施設の管理・運営を行い、待機児童が発生しないよう努めます。 ●地域の教育力向上委員会において放課後子ども教室との一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策を検討します。 ●特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策を検討します。 ●児童が学童保育所での生活を通して、社会性や主体性を身に付けることができるよう育成支援に努めるとともに、その内容について、利用者や地域住民への周知に努めます。	2	近年の登録数が増加傾向にあった蓮池小学校区において、令和８年度からの１年間に限ったムービングハウス（移動式木造建築物）のレンタルを行うことにより、蓮池小学校第四学童保育所を開所することで待機児童を発生しない環境を構築した。 また、令和９年度以降での蓮池小学校区における保育需要の増加に対応するため、学童保育所新築工事に係る実施設計を開始した。 年度及び小学校区において利用率が異なるため、利用予測が難しい状況がある。	令和７年度から着手している蓮池小学校学童保育所新築工事の実施設計の成果物を踏まえて、新築工事を行い、今後も待機児童０人を目指していく。 また、令和８年度において、令和９年度から令和13年度の指定管理者を選考するが、引き続き、支援員の処遇改善のため適切な指定管理量の算定に努める。	こども課
9	9	基本目標１安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（２）子育て相談や支援の充実	子育て支援センター事業の充実	●子育てに関する相談や子育てサークルへの支援、ニーズに応じた講座の開催などを通じ、子育て家庭の育児不安の解消に努めます。 ●子育て家庭からの様々なニーズにも対応できるよう、センターの今後のあり方について検討のうえ、利用しやすい環境を整えます。	3	子育てに関する相談や、子育ての力をつけるための講座の開催、親子で楽しめる時間や場所の提供をすることで、子育て家庭への支援を実施した。また、父親サークルも活動しており、父親への支援も実施できている。 南部子育て支援センターは児童館としての機能もあるため、小学生が利用できる時間や、長期休みのイベント実施した。児童館として放課後の居場所になるように開館時間の延長も必要と考えるが、人材確保等の問題により実現できていない。	子育て支援センターの今後の在り方について、協議を行っていく。	こども課

令和7年度　播磨町子ども・子育て支援事業計画〔評価〕

計画策定から現時点までの取り組みの状況について評価をしてください。

1. 非常に高い(100%以上)　2. 高い(80-99%)　3. 普通(50-79%)
4. 低い(1-49%)　5. 未実施(0%)
6. 評価不能(※理由を「問題点・課題・解決策等」に記入ください。)

資料1

					第３期計画（令和７年３月策定）	令和７年度事業評価			
施策No.	施策No.（枝番あり）	基本目標	基本施策	事業	取組内容	取り組みの総合評価（5段階評価）	取り組みを実施した上での問題点･課題、解決策等	今後の取り組み内容（令和8年度において重点的に取り組む内容）	担当課
10	10	基本目標１ 安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（２）子育て相談や支援の充実	子育てに関する相談体制の充実	●こども課に子育てコンシェルジュと保健師を設置し、子育て支援サービスと母子保健サービスを一体的に提供し、必要な方に必要な情報が届くように努めます。 ●要保護児童対策地域協議会における代表者会議・実務者会議・研修会等の実施により、子育て支援センター、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校、兵庫県こども家庭センター（児童相談所）などの関係機関と連携、情報共有を行いながら、各成長段階に応じた相談しやすい体制を取ります。	2	子育てコンシェルジュと保健師で連携を図りながら、子育て支援サービスと母子保健サービスに係る情報提供や制度の周知啓発を図った。 要保護児童対策においては、相談内容が複雑化しており、こども課だけでは対応しきれないことも多いことから、各機関との情報共有を行い連携に努めた。	子育てコンシェルジュと保健師が連携し、乳児健診や子育て支援センターの相談等に出向くことで子育て支援サービスと母子保健サービスを引き続き一体的に提供していく。こども家庭センターとして、母子保健部門と児童福祉部門でさらなる連携を行い、要保護児童対策地域協議会に所属する関係機関とも連携、情報共有を行いながら、成長段階に応じた相談しやすい体制を取っていく。	こども課
11	11-1	基本目標１ 安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（２）子育て相談や支援の充実	保育所・幼稚園・学校における相談体制の充実	●町内の保育所・幼稚園・認定こども園を地域に開かれた子育て支援の施設として位置づけ、子育てに関する相談・情報提供を行うとともに、相談窓口として機能を周知します。 ●学校においては、スクールカウンセラーの配置や不登校などの悩みに関する相談に応じ、学校復帰を支援するための播磨町教育支援センター事業を実施し、子育てに悩みを持つ保護者に広く認知されるよう努めます。 ●令和５年度に設置した播磨町こども支援センターを中心に、児童生徒の生徒指導、不登校、特別支援教育の相談体制を関係機関と連携のうえ、構築します。 ●相談件数の増加、問題の深刻化に伴い、各校園特別支援教育コーディネーターを対象とした教育相談に関する研修による職員の資質向上を図るとともに、相談内容をしぼって問題解決に向けた指導助言を得るよう努めます。 ●こどもの学校・園での生活の安定を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等関係機関との連携を図り、担任や保護者の連携を促進します。	3	「子育てガイドブック」や「保育施設利用の申請案内」、町の公式ホームページなどにおいて町内の子育て支援センターや幼稚園、認定こども園が子育ての相談窓口となっていることや子育て協力委員（すくすくアドバイザー）として子育て相談に応じていることを周知している。 近年では相談先が多くなっており、また、相談内容が多岐に渡っていることや相談方法が対面や訪問、来所に限らないことなど、相談者にとっては選択肢が多種多様になり利便性が向上していると考えられる反面、多くの相談窓口を確保することによりサービス提供者の負担を増大させている可能性が懸念される。	子育て支援センターや町こども課の子育てコンシェルジュが、より一層子育てに関する相談・情報提供を行うことに特化した相談窓口として機能できるよう、より効果的な情報発信や相談先であることの周知を行う。 また、引き続き、こどもの問題行動や特別支援教育に関する相談については、こども支援センターとも連携し、就学前の段階からの早期の情報共有を行うことで、それぞれの子どもにとって適切な環境構築・進路選択が可能となるよう子どもを中心とした関わりを展開していく。	こども課
11	11-2	基本目標１ 安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（２）子育て相談や支援の充実	保育所・幼稚園・学校における相談体制の充実	●町内の保育所・幼稚園・認定こども園を地域に開かれた子育て支援の施設として位置づけ、子育てに関する相談・情報提供を行うとともに、相談窓口として機能を周知します。 ●学校においては、スクールカウンセラーの配置や不登校などの悩みに関する相談に応じ、学校復帰を支援するための播磨町教育支援センター事業を実施し、子育てに悩みを持つ保護者に広く認知されるよう努めます。 ●令和５年度に設置した播磨町こども支援センターを中心に、児童生徒の生徒指導、不登校、特別支援教育の相談体制を関係機関と連携のうえ、構築します。 ●相談件数の増加、問題の深刻化に伴い、各校園特別支援教育コーディネーターを対象とした教育相談に関する研修による職員の資質向上を図るとともに、相談内容をしぼって問題解決に向けた指導助言を得るよう努めます。 ●こどもの学校・園での生活の安定を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等関係機関との連携を図り、担任や保護者の連携を促進します。	2	令和６年度よりこども支援センターを設置→HPや広報はりま等、様々な方法で周知を行った。 　不登校や生徒指導、発達に関する問題など、個に応じた多様なニーズに応えることができるようチームとして取組、よりよい学びや学校生活へと関係部署との連携を密に図り、誰一人取り残されない、誰一人取り残さない支援体制の構築を図った。 　いじめや不登校、生徒指導事案などの問題をめぐる解決に向けた取組が困難な場合もあるため、 課題の解決に向けて、福祉・医療・警察等の関係機関や心理・法律等の専門家とも連携して対応していく必要がある。	こども支援センターとして、こどもの問題行動や不登校などに関して未然防止及び早期発見・早期解決を目指し、教育支援センター（ふれあいルーム）、コミセンサテライト等での居場所づくりを強化し、学校復帰や社会的自立のための支援を推進する。 発達に関する様々な悩みを持つ保護者への相談や教職員への助言、研修を適宜行い、特別支援教育のさらなる充実を図る。 必要に応じて、スクールカウンセラーへつないだり、スクールソーシャルワーカーや関係機関と連携したりして、多様なニーズに対応する。 引き続き、こども課等関係機関との連携を密にし、それぞれの子どもにとって適切な環境構築・進路選択が可能となるよう子どもを中心とした関わりを展開していく。	地域学校教育課
12	12	基本目標１ 安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（２）子育て相談や支援の充実	地域に開かれた幼稚園づくり	●「ひよこ教室」（園庭開放）の実施により、地域の未就園のこども同士が互いに遊び交流できる場を提供します。 ●幼稚園が主体となって、子育て支援センターと連携しながら、保護者の不安や悩みの相談に応じ、子育ての楽しさや喜びが味わえるような研修等の機会を提供します。	3	園庭開放の実施により、地域の未就園のこどもが町立幼稚園やこども園で園児との交流や園での生活の一部を経験できる場を提供することができている一方で、園庭開放の実施日に来園している未就園のこどもの数が少なく、これらの同世代のこども同士が互いに交流できる環境構築には至っていない。	地域の未就園のこどもが町立幼稚園やこども園に来園しやすい環境の構築を目指すとともに、特に３歳未満の同世代の未就園のこども同士が互いに交流できる場となり得る「こども誰でも通園制度」の事業認可に向け、取り組んでいく。	こども課

令和7年度　播磨町子ども・子育て支援事業計画〔評価〕

計画策定から現時点までの取り組みの状況について評価をしてください。
1. 非常に高い(100%以上)　2. 高い(80-99%)　3. 普通(50-79%)
4. 低い(1-49%)　5. 未実施(0%)
6. 評価不能(※理由を「問題点・課題・解決策等」に記入ください。)

資料1

		第３期計画（令和７年３月策定）				令和７年度事業評価			
施策No.	施策No.（枝番あり）	基本目標	基本施策	事業	取組内容	取り組みの総合評価（5段階評価）	取り組みを実施した上での問題点･課題、解決策等	**今後の取り組み内容（令和8年度において重点的に取り組む内容）**	担当課
13	13-1	基本目標１安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（２）子育て相談や支援の充実	講演会や学習会の開催	●望ましい家庭環境やこどもへの接し方など、こどもたちに有効な子育て方法を学ぶ機会を提供し、親育ちの大切さについて理解を深めるための講演会や学習会などを開催するとともに、学んだことを実践できる環境づくりに努めます。 ●保護者にとって魅力ある研修テーマ、内容を検討するとともに、広報等で参加者を募ることに加え、働きながら子育てをしている親や参加が望ましい親への参加促進の方法についても検討します。 ●発達相談や療育事業の対象者など、発達が気になるこどもを持つ親を対象にしたペアレントトレーニング講座を年１回実施します。 ●家庭教育推進委員会を開催し、家庭教育力向上のための講演会等を開催します。	4	令和7年度はペアレントトレーニングの実施はできていないが、令和8年2月に開設した「播磨町児童発達支援センター」に、令和8年度からの実施を依頼した。	「播磨町児童発達支援センター」での未就学児の保護者に対して子どもの関わりについて学ぶ支援プログラムとして、ペアレントトレーニングを年1回実施する。ほめ方、伝え方、困った行動の対応を親が身につけることで、子育ての困り感の軽減、親子のやりとりの安定、子どもの望ましい行動を増やすことを目指す。 なお、令和８年度は３クール行ううちの１クールは終了している。	こども課
13	13-2	基本目標１安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（２）子育て相談や支援の充実	講演会や学習会の開催	●望ましい家庭環境やこどもへの接し方など、こどもたちに有効な子育て方法を学ぶ機会を提供し、親育ちの大切さについて理解を深めるための講演会や学習会などを開催するとともに、学んだことを実践できる環境づくりに努めます。 ●保護者にとって魅力ある研修テーマ、内容を検討するとともに、広報等で参加者を募ることに加え、働きながら子育てをしている親や参加が望ましい親への参加促進の方法についても検討します。 ●発達相談や療育事業の対象者など、発達が気になるこどもを持つ親を対象にしたペアレントトレーニング講座を年１回実施します。 ●家庭教育推進委員会を開催し、家庭教育力向上のための講演会等を開催します。	3	ペアレントトレーニングが必要であると思われる保護者が集団での講座に参加を促すことが難しく現在休止している。今後は保護者にあった方法でのペアレントトレーニングを実施する必要がある。 「不登校を考える集い」講演会を保護者、教職員向けに実施した。今後は不登校だけでなく、特別支援や生徒指導に関する講演会等も実施していきたい。	「不登校を考える集い」講演会を保護者、教職員向けに実施する予定である。	地域学校教育課
14	14	基本目標１安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（２）子育て相談や支援の充実	家庭教育推進事業の充実	●保護者向けの家庭教育に関する啓発資料を作成し、各学校・園において配布することで、家庭教育に関する啓発を行います。 ●家庭教育講演会の開催、個別の教育相談を実施するとともに、周知を行います。	3	家庭教育力の低下の背景として、核家族化、少子化等の原因が考えられる中、教育委員会として保護者にとって魅力あるテーマについて講演会などを企画し、参加について広報し、家庭教育についてともに考える機会を設ける。家庭環境の複雑化や問題について一人ひとりが考え、取り組んでいく必要がある。	家庭教育講演会の開催を計画している。詳細は下記。 令和８年１１月２８日（土） ＊講演タイトル未定 教育評論家　水谷　修　氏	地域学校教育課
15	15	基本目標１安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（２）子育て相談や支援の充実	保育サービス等の子育てに関する情報提供	●子育て支援センター、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、兵庫県こども家庭センター（児童相談所）などの関係機関と連携し、子育てに関する法制度や子育てに役立つ最新の情報の収集・提供に努めます。 ●必要に応じてケース会議を実施するなど、関係機関会議を充実させ、関係機関の担当者が一堂に会して情報共有を図り、会議の内容をそれぞれの場で活かしていくことができるよう努めます。 ●保健・福祉・医療・教育等の各分野で実施している子育て支援に関する事業や支援などの情報を取りまとめた子育て支援ハンドブックを配布するとともに、内容の見直しを行います。	2	すくすく子育て事業として、子育て支援センターにそれぞれ月2回ずつ、保育コンシェルジュや小児科医師を派遣し、保育所、こども園、幼稚園や児童の一時預かり事業についての情報提供や子育て相談を実施した。相談の場で必要な親子には、そだち支援係が実施している心理士、医師の相談や療育事業に繋げた。 令和8年度に子育て支援ハンドブックの改訂を行うため、各課や施設等から情報収集を行った。	こども家庭センターとして、母子保健部門、児童福祉部門と連携を行い、日々の情報共有や必要に応じてケース会議を実施する。 子育て支援ハンドブックの内容の充実を行う。	こども課
16	16-1	基本目標１安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（２）子育て相談や支援の充実	「広報はりま」やホームページ、ＳＮＳ等を活用した情報提供	●「広報はりま」や各学校・園のホームページでは教育委員会の施策及び各学校・園の教育方針や学校行事等の日常の実践を積極的に発信します。また、町のホームページでは、ボランティアの募集や各種雇用募集だけでなく住民からの意見を取り入れながら、必要な情報がいつでも手に入るようにします。 ●子育てアプリ「すくすくはりま」を導入し、健康診査や各種教室などの子育て情報をスマートフォンへ配信し、より多くの人への情報提供を図ります。 ●ＳＮＳを活用し、子育て支援や保育サービス、イベントの開催等について、情報発信に取り組みます。	2	子育てアプリ「すくすくはりま」を母子健康手帳交付時に面談し周知している。新規事業で変更になった点を情報発信している。	子育てアプリ「すくすくはりま」にて、産後ケア、産婦健康診査などのなどの子育て情報をスマートフォンへ配信し、より多くの人への情報提供を図っていく。乳幼児健診等で、アプリの登録状況や活用状況を確認するとともに、予防接種の履歴登録を勧め、適切な接種勧奨を行えるようにしていく。	こども課
16	16-2	基本目標１安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（２）子育て相談や支援の充実	「広報はりま」やホームページ、ＳＮＳ等を活用した情報提供	●「広報はりま」や各学校・園のホームページでは教育委員会の施策及び各学校・園の教育方針や学校行事等の日常の実践を積極的に発信します。また、町のホームページでは、ボランティアの募集や各種雇用募集だけでなく住民からの意見を取り入れながら、必要な情報がいつでも手に入るようにします。 ●子育てアプリ「すくすくはりま」を導入し、健康診査や各種教室などの子育て情報をスマートフォンへ配信し、より多くの人への情報提供を図ります。 ●ＳＮＳを活用し、子育て支援や保育サービス、イベントの開催等について、情報発信に取り組みます。	2	各学校園の教育方針や、各学校園での活動の内容を積極的に発信できているが、「子ども支援センター」など教育相談のための機関の周知の仕方を検討していく必要がある。「広報はりま」の相談のページだけでなく、他の記事やホームページと連携した発信が必要である。	相談窓口の周知の仕方を工夫する。他の記事やホームページにも載せて、積極的に発信していく。	地域学校教育課

令和7年度　播磨町子ども・子育て支援事業計画〔評価〕

計画策定から現時点までの取り組みの状況について評価をしてください。

1. 非常に高い(100%以上)　2. 高い(80-99%)　3. 普通(50-79%)
4. 低い(1-49%)　5. 未実施(0%)
6. 評価不能(※理由を「問題点・課題・解決策等」に記入ください。)

資料1

					第３期計画（令和７年３月策定）	令和７年度事業評価			
施策No.	施策No.（枝番あり）	基本目標	基本施策	事業	取組内容	取り組みの総合評価（5段階評価）	取り組みを実施した上での問題点･課題、解決策等	今後の取り組み内容（令和8年度において重点的に取り組む内容）	担当課
17	17	基本目標１ 安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（２）子育て相談や支援の充実	利用者支援事業	●こどもや保護者が、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の中から、ニーズに適したサービスを円滑に利用できるよう、わかりやすく役に立つガイドブック等の作成に努め、こどもや保護者の身近な場所において情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を図ります。	2	すくすく子育て事業として、子育て支援センターにそれぞれ月2回ずつ、保育コンシェルジュを派遣し、保育所、こども園、幼稚園や児童の一時預かり事業についての情報提供を行った。 令和8年度に子育て支援ハンドブックの改訂を行うため、各課や施設等から情報収集を行った。	引き続き、子育て支援センターやこども課において、教育・保育事業等の情報提供を行っていく。 子育て支援ハンドブックの内容の充実を行う。	こども課
1	1	基本目標１ 安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（３）地域における子育て支援の充実	民生委員・児童委員活動への支援	●地域の身近な相談窓口である民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）活動について普及・啓発を図るとともに、その活動の活性化の支援を行います。 ●主任児童委員による子育て相談の実施を支援します。 ●民生委員・児童委員協議会での研修を通して知識を深め、さらなる相談体制の充実を図ります。	2	・地域の身近な相談窓口である民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）活動について様々な方法で啓発・普及を図る必要がある。また相談の内容によって関係機関へスムーズに繋げることができるよう、知識を深める必要がある。 ・令和７年１２月１日の一斉改選により、主任児童委員を全ての小学校に配置することができた。しかし、全員が新任となったため、円滑に活動できるよう一層の支援が必要である。	民生委員・児童委員が相談を一人で抱えることなく、関係機関へ繋ぐことができるよう、民生委員・児童委員協議会の研修を通して知識を深める。 また、民生委員・児童委員が把握してる地域のタイムリーな情報について意見交換を行う『ほのぼの連絡会』を地域包括支援センターも交えて定期的に行うことで情報共有の場を設け、民生委員とともに地区担当保健師のアウトリーチを推進していく。	健康福祉課
2	2	基本目標１ 安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（３）地域における子育て支援の充実	こんにちは赤ちゃん事業	●生後４か月までの乳児のいる世帯を助産師・保健師の専門職が訪問し、相談・助言、情報提供を行うことで、乳児家庭の孤立防止や乳児の健全な育成環境の確保を図ります。	2	民生委員・児童委員と主任児童委員には、子育て支援センターでの個別相談事業に参加してもらうことで、支援センターの利用につながり、顔つなぎにもなっている。乳児のいる世帯を専門職が訪問することで乳児家庭の孤立を防止している。	民生委員・児童委員と主任児童委員には、子育て支援センターでの個別相談事業に参加してもらい、乳児家庭との顔つなぎを行い、保健師等の専門職と情報共有や連携を図り地域の見守りを継続してもらうことで、地域での孤立を予防する効果が期待できる。	こども課
3	3-1	基本目標１ 安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（３）地域における子育て支援の充実	地域活動事業の推進	●中央公民館や各コミュニティセンター等で、地域の高齢者との交流や年齢の異なるこども同士の交流など様々な事業を実施し、人を思いやる心や協調性を育むための活動を推進します。 ●子育て支援センターで活動している母親クラブや公民館等の公共施設で行っている「子育てサロン」活動、ＮＰＯ法人等が行っている地域活動等の情報を提供し、世代間交流を支援していくとともに、コーディネート人材の確保に努めます。	2	中央公民館や各コミュニティセンターにおいては、様々な事業を展開し、幅広い世代の世代間交流を促す活動を実施している。特に中央公民館や野添コミュニティセンターでは、ロビーをフリースペースとして活用し、事業以外でも世代間交流を促している。	中央公民館等で実施している事業やロビーのフリースペース化を、各コミュニティセンターでも参考にし、地域の拠点としての機能強化を図る。特に新設した東部コミュニティセンターでは、多くの子どもが来ており、その子どもたちと別世代の交流を促す仕組みを構築する。	協働推進課
3	3-2	基本目標１ 安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（３）地域における子育て支援の充実	地域活動事業の推進	●中央公民館や各コミュニティセンター等で、地域の高齢者との交流や年齢の異なるこども同士の交流など様々な事業を実施し、人を思いやる心や協調性を育むための活動を推進します。 ●子育て支援センターで活動している母親クラブや公民館等の公共施設で行っている「子育てサロン」活動、ＮＰＯ法人等が行っている地域活動等の情報を提供し、世代間交流を支援していくとともに、コーディネート人材の確保に努めます。	3	播磨町社会福祉協議会に委託をして「居場所コーディネーター」を配置し、子どもに限らず交流できる地域の居場所の開拓や情報提供を行った。補助金の情報を周知していき、多様なニーズに応えるための居場所の開拓、立ち上げ支援が必要である。	新たな居場所の立ち上げ支援や現存の居場所への支援を実施する。 特に東部コミセン区においては、新たなコミュニティセンターにおいて、町内の中高生や播磨南校生が居場所の運営活動を模索していることから、コーディネーターにおいては、この点について、特に情報連携や立ち上げ支援等に注力してもらう。	こども課
4	4-1	基本目標１ 安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（３）地域における子育て支援の充実	地域の子育て支援の充実	●地域の施設を活用し、すくすく子育て事業等により子育て経験者や地域住民と子育て中の親子が交流する場を設け、情報交換できる機会、子育てに関する情報やノウハウを習得する機会を提供し、地域における総合的な子育て支援の充実を図ります。 ●４小学校においては、放課後のこどもの居場所づくりに努め、地域学校協働本部事業を展開します。 ●女性団体による講演会、イベント、登校時の見守り活動・あいさつ運動を実施します。 ●かつて子育て支援を受け親になった子育て世代の潜在的な力を活かす取り組みを模索します。 ●地域ごとの拠点づくりを進めるにあたり、他団体との協議体制について検討します。	2	すくすく子育て事業では、子育て支援センターにそれぞれ月2回ずつ、民税児童委員や主任児童委員、小児科医師を派遣し、子育て相談や情報交換できる場の提供を行った。	引き続き、子育て支援センターでの小児科医、民生委員等の子育て相談を実施する。 また、播磨町連合婦人会、播磨町赤十字奉仕団により、こどもを含む『わくわく三世代交流会』が実施されることから、こういったこどもを核としたイベントの開催を支援する。	こども課
4	4-2	基本目標１ 安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（３）地域における子育て支援の充実	地域の子育て支援の充実	●地域の施設を活用し、すくすく子育て事業等により子育て経験者や地域住民と子育て中の親子が交流する場を設け、情報交換できる機会、子育てに関する情報やノウハウを習得する機会を提供し、地域における総合的な子育て支援の充実を図ります。 ●４小学校においては、放課後のこどもの居場所づくりに努め、地域学校協働本部事業を展開します。 ●女性団体による講演会、イベント、登校時の見守り活動・あいさつ運動を実施します。 ●かつて子育て支援を受け親になった子育て世代の潜在的な力を活かす取り組みを模索します。 ●地域ごとの拠点づくりを進めるにあたり、他団体との協議体制について検討します。	2	播磨町連合婦人会では、定期的に登校の見守り活動やあいさつ運動を継続して実施していただいている。	継続的な活動を維持するため、地域人材の把握や、活動内容を広く周知していく。 播磨町連合婦人会での「定期的な登校の見守り活動」や「あいさつ運動」を引き続き実施いただけるよう関係機関と連携していく。	協働推進課

令和7年度　播磨町子ども・子育て支援事業計画〔評価〕

計画策定から現時点までの取り組みの状況について評価をしてください。
1. 非常に高い(100%以上)　2. 高い(80-99%)　3. 普通(50-79%)
4. 低い(1-49%)　5. 未実施(0%)
6. 評価不能(※理由を「問題点・課題・解決策等」に記入ください。)

資料1

					第３期計画（令和７年３月策定）	令和７年度事業評価			
施策No.	施策No.（枝番あり）	基本目標	基本施策	事業	取組内容	取り組みの総合評価（5段階評価）	取り組みを実施した上での問題点･課題、解決策等	今後の取り組み内容（令和8年度において重点的に取り組む内容）	担当課
4	4-3	基本目標１ 安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（３）地域における子育て支援の充実	地域の子育て支援の充実	●地域の施設を活用し、すくすく子育て事業等により子育て経験者や地域住民と子育て中の親子が交流する場を設け、情報交換できる機会、子育てに関する情報やノウハウを習得する機会を提供し、地域における総合的な子育て支援の充実を図ります。 ●４小学校においては、放課後のこどもの居場所づくりに努め、地域学校協働本部事業を展開します。 ●女性団体による講演会、イベント、登校時の見守り活動・あいさつ運動を実施します。 ●かつて子育て支援を受け親になった子育て世代の潜在的な力を活かす取り組みを模索します。 ●地域ごとの拠点づくりを進めるにあたり、他団体との協議体制について検討します。	2	各小学校の空き教室を借り、学校と連携し、放課後のこどもの居場所づくりに努めた。支援員の人数が少なく、トラブル対応等に困ることが時折ある。	今後もアソビバ「放課後こども教室」を継続していくとともに、支援員の増加を目指す。	地域学校教育課
1	1	基本目標１ 安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（４）共働き・共育てへの支援	育児休業制度・介護休業制度などの普及・啓発	●育児休業や介護休業などを取得することへの理解と協力を得るため、町内の事業所に対し、法改正時等には商工会を通じてパンフレットを配布することや、研修会の開催などを通じて制度の普及・定着を図ります。	3	事業所の規模や勤務形態などによって、制度導入等が困難な場合がある。	商工会等を通じてPRするとともに、新たな法改正、施策があれば周知していく。	産業環境課
2	2	基本目標１ 安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（４）共働き・共育てへの支援	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	●ワーク・ライフ・バランスの推進による業務の効率化や人材確保に向け、町内の事業所に対し、商工会や町ホームページを通じて情報提供及び啓発を行います。	3	事業所の規模や勤務形態などによって、制度導入等が困難な場合がある。	商工会等を通じてPRするとともに、新たな法改正、施策があれば周知していく。	産業環境課
3	3	基本目標１ 安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（４）共働き・共育てへの支援	庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進	●播磨町役場がモデル事業所となるよう、職員の育児休業取得の促進やこどもの看護休暇の適用範囲を拡大するなど、仕事と子育ての両立が実現できる職場環境づくりに努めます。 ●業務の「見える化」をはじめとした業務改善や業務負担の平準化により、時間外勤務を削減し、職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	2	令和７年度に、全ての職員が仕事と子育て・介護を両立できる職場環境を目指すための通知を職員へ発出し、職員が安心して制度を利用できるよう、また職場全体として支援していくための啓発を行った。 職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、令和８年２月から偶数週金曜日を臨時的業務以外の時間外勤務については命令しない取組みを実施している。	令和７年９月に改訂した、次世代育成支援・女性活躍推進に関する播磨町特定事業主行動計画の目標値を確実に達成していく。	総務課
4	4	基本目標１ 安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（４）共働き・共育てへの支援	再雇用制度導入への働きかけ	●育児休業等の各種制度の定着と利用しやすい環境づくりとともに、再雇用制度の導入などについて、商工会を通じてパンフレットを配布するなどの啓発を行います。	3	職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、令和８年２月から偶数週金曜日を臨時的業務以外の時間外勤務については命令しない取組みを実施している。	商工会等を通じてPRするとともに、新たな法改正、施策があれば周知していく。	産業環境課
5	5	基本目標１ 安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（４）共働き・共育てへの支援	男女平等教育の推進	●男女共同参画社会の実現に向け、学校・園において、特別活動や道徳教育等を通して、児童生徒の発達段階に応じた男女平等教育を推進します。 ●研修内容の工夫・改善、キャリア教育の充実、特別の教科 道徳での取り組みを行います。	3	男女共同参画社会の実現に向け、学校・園において、特別活動や道徳教育等を通して、児童・生徒の発達段階に応じた男女平等教育を継続して推進する必要がある。	研修内容の工夫・改善、キャリア教育の充実、特別の教科、道徳での取り組みを行っていきます。	地域学校教育課
6	6-1	基本目標１ 安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（４）共働き・共育てへの支援	教育・保育関係職員の指導力の向上	●保育施設の保育士や幼稚園、認定こども園、小中学校の教職員が男女平等教育に対する正しい認識を持って、児童生徒の指導を行えるような研修を定期的に実施するとともに、研修内容について工夫・改善します。	5	こども課があっせんや紹介している研修等では、現実的に「男女平等教育に対する正しい認識」を踏まえた指導を行えるような類のものは認められなかった。	「男女平等教育に対する正しい認識」に関して適切な研修等を実施又は紹介できる部署・団体を通じて、町内保育施設や幼稚園・認定こども園に対する職員の質の向上を促していきたい。	こども課
6	6-2	基本目標１ 安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（４）共働き・共育てへの支援	教育・保育関係職員の指導力の向上	●保育施設の保育士や幼稚園、認定こども園、小中学校の教職員が男女平等教育に対する正しい認識を持って、児童生徒の指導を行えるような研修を定期的に実施するとともに、研修内容について工夫・改善します。	3	保育所の保育士や幼稚園、小・中学校の教職員が男女平等教育に対する正しい認識を持って、児童・生徒の指導を行えるよう、人権研修と関連して研修を設定する必要がある。	保育士に必要な研修を定期的に実施するとともに、研修内容について訪問を通して確認しながら、工夫・改善していきます。個々の特性にも対応できる個別最適で協働的な授業づくりについて研修を取り入れていきます。	地域学校教育課
7	7-1	基本目標１ 安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（４）共働き・共育てへの支援	男性向け家庭生活講座等の開催	●男性の家事や子育てなど家庭生活への主体的な参加を促進するため、妊婦訪問時や、「いずみ会」による男性料理教室の広報等を通じて、家事や子育てに関する知識・技能が身に付けられる学習機会を提供します。	2	初妊婦には全数訪問を実施し、父親への指導も行っている。 父親の利用や講座への参加が増えてきているが、まだまだ母親中心なので、父親が中心となる講座を開催し、普段普段の利用につなげていきたい。	母子健康手帳交付時、妊婦訪問時に男性の家事、子育てに主体的に取り組ための知識や技術の提供を行う。 父親が主体となった講座やサークル活動が両センターで育ってきているので、より充実させるための支援や、より多くの参加を促していく。すくすく支援事業や乳幼児健診時の父親の参加が多くなっているので、父親の利用を促すための声掛けや丁寧な対応していく。	こども課

令和7年度　播磨町子ども・子育て支援事業計画〔評価〕

計画策定から現時点までの取り組みの状況について評価をしてください。
1. 非常に高い(100%以上)　2. 高い(80-99%)　3. 普通(50-79%)
4. 低い(1-49%)　5. 未実施(0%)
6. 評価不能(※理由を「問題点・課題・解決策等」に記入ください。)

資料1

					第３期計画（令和７年３月策定）	令和７年度事業評価			
施策No.	施策No.（枝番あり）	基本目標	基本施策	事業	取組内容	取り組みの総合評価（5段階評価）	取り組みを実施した上での問題点･課題、解決策等	今後の取り組み内容（令和8年度において重点的に取り組む内容）	担当課
7	7-2	基本目標１ 安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（４）共働き・共育てへの支援	男性向け家庭生活講座等の開催	●男性の家事や子育てなど家庭生活への主体的な参加を促進するため、妊婦訪問時や、「いずみ会」による男性料理教室の広報等を通じて、家事や子育てに関する知識・技能が身に付けられる学習機会を提供します。	3	令和７年度からいずみ会に対して町事業を委託していないので、広報へは掲載していない。 町としては、男性のみを対象とする料理教室は実施していないが、性別問わず参加しやすい教室を検討する必要がある。	町事業としては、男性のみを対象とした料理教室を実施する予定はないが、性別問わず参加しやすい教室を開催できるように取り組んで行く。	教育総務課
8	8-1	基本目標１ 安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（４）共働き・共育てへの支援	男性の育児休業・介護休業取得に向けた働きかけ	●子育ての社会的役割の重要性や家庭における男女共同責任の認識を浸透させる学習機会の提供とともに、育児休業や介護休業など諸制度についての啓発を行います。 ●庁内においては、配偶者が妊娠した旨の申出のあった男性職員に対して、父子手帳の配布を行い、育児休業等に関する制度について周知を図るとともに、実際の利用につながるよう促進します。 ●商工会を通じて法改正時等にパンフレットを配布し、情報提供を行います。	3	事業所の規模や勤務形態などによって、制度導入等が困難な場合がある。	商工会等を通じてPRするとともに、新たな法改正、施策があれば周知していく。	産業環境課
8	8-2	基本目標１ 安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（４）共働き・共育てへの支援	男性の育児休業・介護休業取得に向けた働きかけ	●子育ての社会的役割の重要性や家庭における男女共同責任の認識を浸透させる学習機会の提供とともに、育児休業や介護休業など諸制度についての啓発を行います。 ●庁内においては、配偶者が妊娠した旨の申出のあった男性職員に対して、父子手帳の配布を行い、育児休業等に関する制度について周知を図るとともに、実際の利用につながるよう促進します。 ●商工会を通じて法改正時等にパンフレットを配布し、情報提供を行います。	3	育児休業を取得しやすい雰囲気を醸成することにより男性職員の育児休業取得者も増えている。半面、育児休業や育児部分休業、育児部分休暇等の制度利用者が増加しているため、業務量に対する人員の確保が課題となっている。	育児休業を取得した男性職員による報告会を開催するなど、今後取得を検討している職員を支援するとともに、周囲の職員の理解・支援する気持ちを醸成していく。	総務課
1	1	基本目標１ 安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（５）子育て家庭の経済的負担の軽減	児童手当等の支給	●子育て家庭における生活の安定と児童の健全な育成を図るため、児童を養育する人に手当を支給するとともに、制度の広報に努めます。 ●手当を必要とする人に漏れなく支給されるよう、申請方法等について案内します。	2	児童手当については国の制度であり、広報等を行い周知に努めている。	手当を必要とする人に漏れなく支給されるよう、申請方法等について案内していく。 令和８年は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、中高生世代を養育する世帯を対象とした物価高騰対応中高生世代応援給付金事業を実施する。	こども課
2	2	基本目標１ 安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（５）子育て家庭の経済的負担の軽減	保育所・認定こども園の保育料の減免	●所得の急激な減少などの理由により、保育料の納付が経済的に大きな負担となる世帯を対象とした保育料等の減免について、毎年度当初の保育料決定通知書送付時に個別に制度案内チラシを同封するとともに、町のホームページにも掲載します。	3	－	多子世帯など、そもそも経済的な負担が大きい世帯に対する減免制度について、既存の国制度が煩雑である点や対象世帯が限定される点を踏まえて、より分かりやすく適切な対象世帯に適用できるよう独自の制度導入を検討する。	こども課
3	3	基本目標１ 安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（５）子育て家庭の経済的負担の軽減	小中学校の就学援助	●経済的な理由で、公立小中学校の就学が困難な世帯を対象とした学用品費・通学用品費・学校給食費など学習に必要な費用の一部を援助します。 ●認定基準を見直し、より公平・公正な制度にします。	3	認定基準については生活保護基準の見直しと連動する形で、毎年度見直している。	近隣の他市町とも情報を共有し、公平・公正な制度を維持していく。援助費目の一つであった給食費については小学校中学校ともに無償化を行った。	教育総務課
4	4	基本目標１ 安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（５）子育て家庭の経済的負担の軽減	乳幼児医療費等助成事業	●乳幼児医療費、こども医療費の助成を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを推進します。	1	令和4年7月からこども医療の助成対象を高校生世代まで拡充し、0歳から18歳（年度末年齢）までについては、所得制限なしで無料化を行っている。対象年齢の全ての乳幼児等が助成を受けられるよう、所得制限や自己負担を設けておらず、子育て支援の中でも有効な制度と考えている。	引き続き実施する。	保険課
5	5	基本目標１ 安心して楽しく子育てできる環境をつくる	（５）子育て家庭の経済的負担の軽減	学校給食費の負担軽減	●町内に居住する３人以上こどもがいる世帯の町立小学校及び中学校に在籍する第３子以降の学校給食費を減免し、子育て世代の負担軽減を図ります。	3	申請しないと減免にならない家庭があるので、周知を徹底し、対象家庭に申請していただく必要があった。	町立小学校及び中学校の児童生徒に係る給食費の無償化を実施し、より子育て世代の負担軽減をはかることができた。	教育総務課

令和7年度　播磨町子ども・子育て支援事業計画〔評価〕

計画策定から現時点までの取り組みの状況について評価をしてください。
1. 非常に高い(100%以上)　2. 高い(80-99%)　3. 普通(50-79%)
4. 低い(1-49%)　5. 未実施(0%)
6. 評価不能(※理由を「問題点・課題・解決策等」に記入ください。)

資料1

					第３期計画（令和７年３月策定）	令和７年度事業評価			
施策No.	施策No.（枝番あり）	基本目標	基本施策	事業	取組内容	取り組みの総合評価（5段階評価）	取り組みを実施した上での問題点･課題、解決策等	今後の取り組み内容（令和8年度において重点的に取り組む内容）	担当課
1	1	基本目標２ こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える	（１）妊娠・出産期からの切れ目のない支援	不妊治療への支援	●不妊治療費助成制度により、一般不妊治療、体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）に対する費用の助成を行います。 ●県の不妊専門相談の広報に努め、住民の利用を促すとともに、県の関係機関との連携を図り、ニーズの把握に努めます。	3	特定不妊治療費助成、一般不妊治療費助成共に、治療に関わる費用のうち保険診療についても助成の対象としている。	令和８年度より一般不妊治療助成は、上限額が２万円から１０万円（４０歳以上５万円）に引き上げられた。特定不妊治療費は、助成額を５万円（２万５千円）の定額になり、申請時に保険証、領収書が不要になり、申請手続きが簡便になった。 制度に関する広報をホームページに掲載すると共に、母子健康手帳交付時に対象者については申請を勧めると共にやニーズの把握に努める。	こども課
2	2	基本目標２ こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える	（１）妊娠・出産期からの切れ目のない支援	母子健康手帳の交付	●母子の健康管理と健康保持のため、妊娠から出産、子育てを記録するための母子健康手帳交付時に、妊婦に対してリーフレットを配布するなど、妊娠中や子育ての不安の軽減を図るための情報を提供するともに、情報収集・リスクアセスメントを行い、必要に応じて個別支援計画を策定します。 ●こども課に子育てコンシェルジュと保健師を設置し、特定妊婦への支援や、よりきめ細やかな案内や制度の説明を行います。	1	保健師助産師による母子健康手帳交付を行っている。伴走型支援として妊婦への指導を行っており、代理人による妊娠届提出時も後日妊婦への説明指導を行っている。また情報収集・リスクアセスメントを行い、必要に応じて個別支援計画を策定している。	母子健康手帳交付時のみでなく、新生児訪問、乳幼児健診等で情報収集を行い、必要に応じて個別支援計画を策定する。	こども課
3	3	基本目標２ こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える	（１）妊娠・出産期からの切れ目のない支援	妊婦健康診査費の助成	●妊婦健康診査費の一部を助成することで、妊婦の健康の保持・増進、妊娠中の異常の早期発見に寄与します。助成額の引き上げ、協力医療機関の拡大など一定の整備は進んでいる状況です。 ●妊娠時からの支援の充実と仕組みづくりのため、人材確保に取り組みます。 ●低所得妊婦の初回産科受診料の助成を行います。	1	妊婦健診の助成回数を14回としているが、回数を超える場合には全額負担である。そのため、経済的な負担が生じることから健診控えが生じている可能性がある。	妊婦健康診査費の一部助成を継続実施し、回数を増やす方向で検討する。妊娠時からの伴走型支援の充実を図る。	こども課
4	4	基本目標２ こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える	（１）妊娠・出産期からの切れ目のない支援	妊産婦訪問指導	●支援の必要な妊婦・産婦の早期把握に努め、妊娠・出産・子育てに関して個々に応じた相談や保健指導を家庭訪問により行い、安心して出産、子育てができるよう支援します。特に見守りが必要な家庭については、継続的な支援を行います。 ●エジンバラ産後うつ病質問票や訪問時の様子から、必要な場合は再訪問や電話連絡等を実施し、継続的に支援します。	1	母子健康手帳交付時に全数保健師が面談し、妊娠届出時のアンケートより、支援方針を立て、支援が必要な妊産婦に対して、適時家庭訪問や相談行い、安心して出産子育てができるように支援している。妊婦訪問や産婦訪問は全数訪問するように努めている。	出生連絡票、新生児訪問、乳児健康診査時に産後うつアンケートを取り、リスクの高い保護者に対して早期支援、継続支援を行うことで、保護者の健康と虐待予防を図る。	こども課
5	5	基本目標２ こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える	（１）妊娠・出産期からの切れ目のない支援	乳幼児訪問指導	●家庭訪問により子育てに関する相談や保健指導などを行い、母親の育児不安の軽減を図るとともに、こどもの健やかな成長を促します。必要な乳幼児に対しては、訪問機会を増やし、安心して子育てができるよう支援するとともに、訪問に積極的でない家庭についても支援が行き届くよう検討します。	2	新生児訪問は全員に実施。訪問できない家庭に対しては、役場に来所いただき窓口や相談室で面談を行っている。育休を取得している夫が増加していることに伴い、妊婦訪問や乳幼児健診に同席される夫も増えており、育児負担が大きいとの声を聞く機会が増えている。	必要に応じて社会資源等の情報提供を行うことで、産後も安心して子育てができるよう支援する。新生児訪問時と乳児健診時に夫に対しても、エジンバラ産後うつ病質問票を用い、実態を把握した上で支援につなげていく。	こども課
6	6	基本目標２ こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える	（１）妊娠・出産期からの切れ目のない支援	産後ケアの充実	●親の育児不安の解消等を図るため、医療機関と協力し、宿泊型、通所型、訪問型（アウトリーチ型）の産後ケアを実施します。	1	通所型について固定の時間を設定しているため、近隣市町と比較して柔軟な対応が難しいため、１時間あたりの時間を設定する必要がある。利用者申し込み等手続き方法の負担がある。	１時間あたりの利用者負担を設定することで、利用者の利便性を向上させる。システム導入を検討し、利用者の利便性の向上を図る。	こども課
7	7	基本目標２ こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える	（１）妊娠・出産期からの切れ目のない支援	妊婦のための支援給付	●妊娠期から出産・子育て期までの様々な悩みや困りごとの相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施します。また、妊婦のための支援給付金を支給することで、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施し、安心して出産・子育てできる環境づくりに努めます。	1	妊娠届出時の面談、妊婦訪問、妊娠8か月時アンケート、新生児訪問と妊娠期から出産・子育てと切れ目のない相談支援を行い、妊産婦の不安軽減に寄与した。また、妊婦のための支援給付金の支給を円滑に行い、経済的支援を行った。	妊娠届出時に保健師が面談し、妊娠届出時のアンケートより、若年や支援者がいない方等、支援が必要な妊婦をを意識的に把握することで、妊娠期から必要な支援につながるように継続して実施していく。	こども課
8	8-1	基本目標２ こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える	（１）妊娠・出産期からの切れ目のない支援	子育て相談・健康教育	●子育て支援センターにおいて、助産師・栄養士・歯科衛生士・小児科医による相談機会を設け、子育てに関する不安の軽減、孤立感の解消に努めます。 ●離乳食相談などによる適切な離乳食の知識の習得と母親同士のふれあいの機会を提供します。 ●健康教育の一つとして子育てアプリ「すくすくはりま」の利活用について検討します。	2	子育て支援センターで毎月定例で相談機会を実施し、専門職の相談することができ、乳幼児期の保護者同士がつながる機会になっており、子育ての不安の軽減につながっている。	保健師も相談機会に出向くことで、相談内容に応じて母子保健サービス等の必要な支援につなげていくことで子育ての不安の軽減を図っていく。	こども課

令和7年度　播磨町子ども・子育て支援事業計画〔評価〕

計画策定から現時点までの取り組みの状況について評価をしてください。
1. 非常に高い(100%以上)　2. 高い(80-99%)　3. 普通(50-79%)
4. 低い(1-49%)　5. 未実施(0%)
6. 評価不能(※理由を「問題点・課題・解決策等」に記入ください。)

資料1

					第３期計画（令和７年３月策定）	令和７年度事業評価			
施策No.	施策No.（枝番あり）	基本目標	基本施策	事業	取組内容	取り組みの総合評価（5段階評価）	取り組みを実施した上での問題点･課題、解決策等	今後の取り組み内容（令和8年度において重点的に取り組む内容）	担当課
8	8-2	基本目標２ こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える	（１）妊娠・出産期からの切れ目のない支援	子育て相談・健康教育	●子育て支援センターにおいて、助産師・栄養士・歯科衛生士・小児科医による相談機会を設け、子育てに関する不安の軽減、孤立感の解消に努めます。 ●離乳食相談などによる適切な離乳食の知識の習得と母親同士のふれあいの機会を提供します。 ●健康教育の一つとして子育てアプリ「すくすくはりま」の利活用について検討します。	3	子育てサロンや健康診査の機会を活用しての食育や、ファミリーサポートを活用した託児付き離乳食教室を継続して開催し、「食」に関する相談だけでなく、月齢が同じ母親同士が交流できる機会を持つことができた。	引き続き子育てサロンや健康診査の際を活用した食育活動、託児月離乳食教室を継続して開催する。	教育総務課
9	9	基本目標２ こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える	（１）妊娠・出産期からの切れ目のない支援	乳幼児健康診査	●発達確認や健康保持・増進、また疾病・虐待の早期発見などを目的に、４か月児・１０か月児・１歳６か月児・３歳児を対象とした健康診査を実施します。 ●健康診査の未受診児に対しては、早めに勧奨していくなどの工夫により、受診率の向上を図るとともに、健診に携わるスタッフの知識・技術の向上と統一のため、マニュアルの作成、スタッフに向けた研修会（１回／年）の実施に取り組みます。	2	乳幼児健診に教育総務課所管の管理栄養士を派遣し、歯科衛生士については健康福祉課より派遣している。各課と連携しながら円滑に事業を実施することができている。 1歳６か月児健診及び３歳児健診に児童発達支援センターより、看護師や心理士を派遣することで、児童発達支援センターと連携しながら適切に成長発達の支援を行うことができている。未受診者への電話・訪問による受診勧奨を行い、受診できない場合には、保育教育施設や訪問により安否確認を行っている。健診に携わるスタッフの資質の向上のため、スタッフに向けた研修会（１回／年）を実施した。	引き続き、教育総務課所管の管理栄養士及び、健康福祉課所管の歯科衛生士、児童発達支援センターと連携しながら円滑な事業実施を進めていく。 スタッフの資質向上に向け、引き続き研修会を実施する。 未受診児へのフォローについては、子どもの健康確認だけでなく家庭の孤立や養育上の困りごとを把握するといった点に考慮しつつ、全数把握に努めると共に、電話勧奨や訪問による早めの受診につながるよう支援を継続する。	こども課
10	10	基本目標２ こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える	（２）豊かな心を育む多世代交流の推進	乳幼児発達相談／子育て相談	●発達上の支援が必要な親子に対して、より良い成長発達を促すため、専門家による乳幼児発達相談や子育て相談を実施し、助言を行うほか、必要時には適切に専門機関等へつなげます。 ●それぞれのケースに寄り添い、一緒に改善策や支援方法を検討します。	3	発達上の支援が必要な親子に対して、こども課保健師が窓口となり、児童発達支援センターと連携しながら乳幼児発達相談にて医師に臨床心理士、専門相談を実施している。フォローが必要な児は、医療機関の受診、療育などの利用適切な支援につなげた。	児童発達支援センターに委託し、乳幼児発達相談等の専門相談へ医師や心理士の派遣を継続して行うことで、利用者が安心して相談できる体制を構築する。 フォローが必要な児に対しては、児童発達支援センターと連携し、医療機関の受診、療育などの利用適切な支援につなていく。	こども課
11	11	基本目標２ こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える	（１）妊娠・出産期からの切れ目のない支援	予防接種事業	●感染により病状が著しく重くなるおそれのある疾病の発生予防及び地域へのまん延防止のため、予防接種を行います。 ●予防接種情報は広報や子育てアプリ「すくすくはりま」に掲載するとともに、未接種者への勧奨、予防接種の正しい知識の普及・啓発に努めます。	3	こども課・教育委員会等の関係課や関係機関との連携を図り、未接種者への勧奨を行い、接種率を向上する必要がある。	こども課・教育委員会、医師会等と連携しながら周知啓発をし、接種率の向上を図る。 特にHPVワクチンと麻しん風しんワクチンの接種率向上に取り組む。	健康福祉課
12	12-1	基本目標２ こども･若者の健やかな育ちを切れ目なく支える	（１）妊娠・出産期からの切れ目のない支援	歯科保健事業の推進	●妊娠中から母子の歯の健康づくりに取り組めるよう、母子健康手帳交付時に妊婦歯科健診を勧奨するとともに、赤ちゃん相談時、１歳６か月児・３歳児健康診査時に歯科衛生士による歯科相談、町内幼稚園等への歯科の健康教育を実施し、歯科保健に対する意識を高め、より良い生活習慣の定着を促進します。 ●町内の幼稚園、認可保育所、認定こども園の４歳児・５歳児を対象とした「フッ化物洗口事業」を園で実施することで、健康格差なく将来のむし歯・歯周病の予防を推進します。	2	健診や赤ちゃん相談時などに、健康福祉課所管の歯科衛生士が相談業務を行っており、母子の歯の健康づくりに取り組むことができている。 令和７年度より、町内の幼稚園、認可保育所、認定こども園の４歳児・５歳児を対象とした「フッ化物洗口事業」を事業化して、園で実施している。	歯科衛生士を健康福祉課に配置することで、町の健康課題を分析し、妊娠中から歯科保健について切れ目のない支援を行っていく。 幼稚園、認可保育所、認定こども園の４歳児・５歳児を対象とした「フッ化物洗口事業」を、町内全ての園で実施することで、健康格差なく将来のむし歯・歯周病の予防を推進していく。これについては、保育施設所長会などの場で健康福祉課と連携しながら引き続いての実施を呼びかけていく。	こども課
12	12-2	基本目標２ こども･若者の健やかな育ちを切れ目なく支える	（１）妊娠・出産期からの切れ目のない支援	歯科保健事業の推進	●妊娠中から母子の歯の健康づくりに取り組めるよう、母子健康手帳交付時に妊婦歯科健診を勧奨するとともに、赤ちゃん相談時、１歳６か月児・３歳児健康診査時に歯科衛生士による歯科相談、町内幼稚園等への歯科の健康教育を実施し、歯科保健に対する意識を高め、より良い生活習慣の定着を促進します。 ●町内の幼稚園、認可保育所、認定こども園の４歳児・５歳児を対象とした「フッ化物洗口事業」を園で実施することで、健康格差なく将来のむし歯・歯周病の予防を推進します。	2	播磨町の３歳児健診以降でのむし歯の有病率は、兵庫県の平均より高く、１人あたりのむし歯の保有数が増加している。歯と口の健康は家庭環境、養育環境に大きく影響をしており、健康格差に左右されない歯と口の健康が獲得できるような支援が必要である。	令和８年度より歯科衛生士（任期付職員）を配置し、歯科口腔衛生の維持・向上のため、ライフステージに応じた取り組みを実施する。 町内幼稚園の参観日に合わせて歯科教育を実施し、令和７年度から事業化したフッ化物洗口事業を定着させる。また、小学生になってからも継続して歯科口腔衛生への意識を継続できるよう、小学校へのアプローチを実施する。	健康福祉課
13	13	基本目標２ こども･若者の健やかな育ちを切れ目なく支える	（１）妊娠・出産期からの切れ目のない支援	乳幼児事故防止に関する啓発	●こどもの不慮の事故死が起きないよう、母子健康手帳交付時、乳児健康診査時には事故防止に関する啓発パンフレット等を配布、指導を実施し、意識の向上を促します。また、広報やホームページにて情報提供を行います。	1	母子健康手帳交付時や乳幼児健診時に事故予防の媒体を配布している。また乳児健診の個別相談時に、日常生活を振り返り、事故予防につながる行動ができるよう、事故予防についての正しい知識を提供している。	乳児健診の個別相談時時にパンフレットを用いて事故予防について引き続き啓発していく。子育て支援センターの赤ちゃん相談時に、ミニ講座の中で、事故予防についても啓発していく。	こども課
14	14	基本目標２ こども･若者の健やかな育ちを切れ目なく支える	（１）妊娠・出産期からの切れ目のない支援	救急医療体制の充実	●加古川医師会、高砂市医師会圏域での連携体制を整備し、日曜日・祝日、年末年始、夜間における救急診療体制及び小児二次救急医療体制を確保します。 ●こどもの救急時に保護者が適切に対応できるよう情報提供を行います。	3	東はりま夜間休日応急診療センターの運営や１次救急の輪番体制の維持など、継続的な救急医療体制の確保が必要と考えている。	救急安心ひょうご（#7119）や兵庫県子ども医療電話相談（#8000）の周知啓発を継続する。 また、救急の輪番体制の維持について、加古川医師会、兵庫県、近隣市町と連携して、継続する。	健康福祉課

令和7年度　播磨町子ども・子育て支援事業計画〔評価〕

計画策定から現時点までの取り組みの状況について評価をしてください。
1. 非常に高い(100%以上)　2. 高い(80-99%)　3. 普通(50-79%)
4. 低い(1-49%)　5. 未実施(0%)
6. 評価不能(※理由を「問題点・課題・解決策等」に記入ください。)

資料1

					第３期計画（令和７年３月策定）	令和７年度事業評価			
施策No.	施策No.（枝番あり）	基本目標	基本施策	事業	取組内容	取り組みの総合評価（5段階評価）	取り組みを実施した上での問題点・課題、解決策等	**今後の取り組み内容（令和8年度において重点的に取り組む内容）**	担当課
15	15	基本目標２ こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える	（１）妊娠・出産期からの切れ目のない支援	乳幼児期からの食生活の基礎づくりへの支援	●乳幼児期から正しい食事のとり方や望ましい食習慣を身に付けることができるよう、離乳食相談や健康診査、健康教室等の機会を活用し、「食」に関する正しい知識の普及と相談、体験を通し、保護者同士の「食」の情報交換ができる機会の提供を行います。	3	こども課と連携し、子育てサロンや健康診査の機会を活用して、食に関する正しい知識の普及に努めている。	こども課と連携し、子育てサロンや健康診査の機会を活用して、食に関する正しい知識の普及に努める。	教育総務課
16	16	基本目標２ こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える	（１）妊娠・出産期からの切れ目のない支援	住民による食育活動への支援	●健康づくりを推進するため、「食」に関する住民の自主的な活動に対して活動の場を提供するとともに、講座開催情報等の提供を行います。 ●働き盛り・子育て中の世代にも参加してもらえるよう、休日開催の町主催イベント等を活用するなどし、土日祝日開催の講座を検討します。	4	料理教室等は平日のみの開催であった。働き盛り・子育て中の世代にも参加しやすい開催方法を検討する必要がある。	パッククッキング教室を土曜日に開催する予定である。参加しやすい日程をヒアリングするなどして働き盛り・子育て中の世代にも参加しやすい開催方法を検討する。	教育総務課
1	1	基本目標２ こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える	（２）こども・若者の心身の健康づくり	思春期健康教育の推進	●次代の親となることが期待されるこどもが、将来、住み慣れた地域で健やかに自分のこどもを産み育てることができるよう、中学生を対象にこどもを産むことの責任を伝える内容も取り入れた「赤ちゃん先生」を実施するなど、地域の子育て中の親やこどもとふれあう機会を設け、妊娠・出産・子育てに対する正しい知識の普及を促す健康教育や保健指導を行います。	2	中学校における思春期ふれあい体験事業は、生徒が命の尊厳や自己の価値に気づく貴重な機会となっている。また、出産や育児を身近に捉え、自らの将来設計について考える教育的効果も高い。今後も連携体制の強化が必要である。	連携体制の強化に加え、インフルエンザ等の感染症流行を見据え、冬季を避けて、学校行事や実施時期を柔軟に調整していく。	地域学校教育課
2	2	基本目標２ こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える	（２）こども・若者の心身の健康づくり	学校における健康診断	●学校医や加古川総合保健センターの協力のもと、児童生徒に対する健康診断や各種健診（検診）を行い、健診（検診）結果に基づく個々への指導等について、学校との連携を図り、生活習慣の改善を促進します。 ●中学校の学校医（内科医）について、男女両方の医師に委嘱するなどこどものニーズに寄り添った配置を行います。	3	「学校保健安全法」に基づき、児童生徒の健康保持を目的として、各種健診を実施した。 中学校の学校医（内科医）については、男女1名ずつの医師に委嘱し、同性医師による健診を実施している。	「学校保健安全法」に基づき、児童生徒の健康保持を目的として、各種健診を実施する。 中学校の学校医（内科医）については、男女1名ずつの医師に委嘱し、同性医師による健診を実施を継続する。	教育総務課
3	3	基本目標２ こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える	（２）こども・若者の心身の健康づくり	性に関する情報についての学習機会の充実	●性に関する情報について、性教育年間指導計画に基づいた授業の充実を図り、専門的な知識を持った講師等を学校に招くなど、学校等関係機関との連携により、学習機会の提供を行います。 ●幼・小・中の発達段階におけるカリキュラムの整理と連携、情報交換を行います。	2	各学校で講師を招くなど、定期的に性に関する学習が実施できている。幼、小、中での発達段階における連携が必要。	各学校間で必要に応じて情報共有ができているが、それに加えて幼、小、中だけでなく、学校関係機関との連携を図る。	地域学校教育課
4	4-1	基本目標２ こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える	（２）こども・若者の心身の健康づくり	飲酒・喫煙・薬物乱用に対する教育の充実	●各小中学校においては、保健体育科の授業を中心に飲酒・喫煙・薬物乱用に対する学習に取り組みます。また、警察や学校医等の関係機関との連携により、喫煙・飲酒や薬物乱用など心身に害を及ぼす行為の防止に関する教育を推進するとともに、各種イベントなどの機会をとらえて啓発や情報提供を行います。 ●受動喫煙の害からこども・若者を守るために、広報や町公式LINEを活用した啓発や禁煙治療費助成事業の推進に取り組みます。	2	保健体育科の授業における飲酒・喫煙に関する学習や、各学校での薬物乱用防止講演会など、児童生徒への啓発教育には継続して注力している。しかし、学校内にとどまらず、家庭や地域社会全体へ危機意識を浸透させるためのアプローチにはまだ改善の余地がある。	今後は広報媒体等を効果的に活用し、保護者や地域住民も含めた幅広い層への啓発活動を強化していく必要がある。	地域学校教育課
4	4-2	基本目標２ こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える	（２）こども・若者の心身の健康づくり	飲酒・喫煙・薬物乱用に対する教育の充実	●各小中学校においては、保健体育科の授業を中心に飲酒・喫煙・薬物乱用に対する学習に取り組みます。また、警察や学校医等の関係機関との連携により、喫煙・飲酒や薬物乱用など心身に害を及ぼす行為の防止に関する教育を推進するとともに、各種イベントなどの機会をとらえて啓発や情報提供を行います。 ●受動喫煙の害からこども・若者を守るために、広報や町公式LINEを活用した啓発や禁煙治療費助成事業の推進に取り組みます。	3	令和７年度より、禁煙治療費助成事業の対象を町内在勤者にも拡充したが、町内在勤者の申請が少ないため、事業所等への周知啓発が必要。	協会けんぽと連携したアプローチや、新島連絡協議会への周知啓発を実施し、禁煙の推進及び受動喫煙防止に努める。	健康福祉課
5	5	基本目標２ こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える	（２）こども・若者の心身の健康づくり	相談支援体制の充実	●児童生徒の健康上の様々な問題に対する取り組みを進めるため、各小中学校の養護教諭を中心とした教員による相談体制に加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、福祉的な視点から児童生徒の心理的、情緒的な課題や虐待等の問題解決に向けて取り組みます。 ●児童生徒の問題に対して、担任だけでなく全教職員で組織的に対応できる体制を推進します。また、学校生活を送るにあたって、学校生活サポーターなどの人材を広く登用し、きめ細やかな対応に努めます。 ●スクールソーシャルワーカーを活用することにより、関係機関との連携と環境の改善、保健分野での相談支援体制の充実を図ります。	2	支援を必要とする児童・生徒の増大と対応が多様化している。そのため、学校だけでは解決できない問題も多く、今後ますます関係機関との連携が必要である。	児童・生徒の問題に対してスクールカウンセラーだけでなく、学校生活サポーターなどの人材を広く登用し、それぞれの場に応じて適宜対応できる体制を推進する。 必要に応じて、スクールカウンセラーへつないだり、スクールソーシャルワーカーや関係機関と連携したりして、多様なニーズに対応する。	地域学校教育課

令和7年度　播磨町子ども・子育て支援事業計画〔評価〕

計画策定から現時点までの取り組みの状況について評価をしてください。
1. 非常に高い(100%以上)　2. 高い(80-99%)　3. 普通(50-79%)
4. 低い(1-49%)　5. 未実施(0%)
6. 評価不能(※理由を「問題点・課題・解決策等」に記入ください。)

資料1

					第３期計画（令和７年３月策定）	令和７年度事業評価			
施策No.	施策No.（枝番あり）	基本目標	基本施策	事業	取組内容	取り組みの総合評価（5段階評価）	取り組みを実施した上での問題点・課題、解決策等	今後の取り組み内容（令和8年度において重点的に取り組む内容）	担当課
6	6	基本目標２ こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える	（２）こども・若者の心身の健康づくり	学校・園における食育の推進	●児童生徒・園児が「食」に対して関心を持ち、「食」に対する正しい知識と食習慣が身に付くよう、給食献立の中から、枝豆、空豆のさやはずしやとうもろこしの皮むき等の体験活動を行うなど、食育全体計画に基づき学校・園において「食」に関する学習を充実させます。 ●給食の時間において栄養教諭と学級担任が連携した日常的な指導、体験的な指導を実施するとともに、毎月の給食だよりで家庭での食育を促進します。 ●ＪＡ、漁協等と連携し、体験的な活動を通して身近な食に対する関心を高めます。 ●学校給食において、播磨地域の食材をメニューに取り入れた「はりまの日」を設定し、地元の食材や地域の食文化を学ぶ機会を設けます。	3	毎月の給食献立表や給食だよりなどを通じて、食事のマナーや習慣、食生活に関する知識の向上など、「食」への関心を高めるために年間スケジュールを作成し食育に取り組んでいる。 学校給食展を通じて、多くの人に学校給食についての理解を深めてもらう。	令和８年度から稲美町産の精米を学校給食に取り入れ、加古郡内での地産地消を進めている。 加古郡産の野菜を積極的に取り入れるなど、引き続き地産地消の促進に向けた検討を続ける。 また、令和８年度からは正規職員の管理栄養士を配置し、人員体制を強化しているため、引き続き関係機関との連携強化に取り組んでいく。	教育総務課
7	7-1	基本目標２ こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える	（２）こども・若者の心身の健康づくり	共食による食育の推進	●食事のマナーや習慣等、食生活に関する基礎を習得できるよう、家族そろって食事をとること（共食）の楽しさ、大切さについて啓発するとともに、ライフスタイルの多様化に伴い、必ず家族そろって食事をするという従来の共食ではなく、これからの時代に合わせた共食のあり方を伝えます。 ●小中学校においては、家庭科の授業や給食の時間をはじめ、教育活動全体において食生活の重要性をこどもたちに伝えます。 ●家庭教育啓発資料を活用し、家庭教育力の向上を図ります。また、「給食展」などの機会をとらえて、食育の大切さを家庭に啓発していくとともに、毎月の給食だより、献立表で家庭での食育を推進します。	3	毎月の給食献立表や給食だよりなどを通じて、食事のマナーや習慣、食生活に関する知識の向上など、「食」への関心を高めるために年間スケジュールを作成し食育に取り組む。 学校給食展を通じて、多くの人に学校給食についての理解を深めてもらう。	学校給食展では、播磨町の学校給食の取組を住民の方に知っていただく機会として継続して開催する。 子どもを対象にした料理教室を実施する。	教育総務課
7	7-2	基本目標２ こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える	（２）こども・若者の心身の健康づくり	共食による食育の推進	●食事のマナーや習慣等、食生活に関する基礎を習得できるよう、家族そろって食事をとること（共食）の楽しさ、大切さについて啓発するとともに、ライフスタイルの多様化に伴い、必ず家族そろって食事をするという従来の共食ではなく、これからの時代に合わせた共食のあり方を伝えます。 ●小中学校においては、家庭科の授業や給食の時間をはじめ、教育活動全体において食生活の重要性をこどもたちに伝えます。 ●家庭教育啓発資料を活用し、家庭教育力の向上を図ります。また、「給食展」などの機会をとらえて、食育の大切さを家庭に啓発していくとともに、毎月の給食だより、献立表で家庭での食育を推進します。	3	学校・家庭・地域が連携し、各家庭の実情に応じた「共食」の考え方や食育の重要性について継続的に啓発するとともに、家庭でも実践しやすい情報発信を充実させる。	栄養教諭や食育担当教員を中心に学校教育全体を通じた食育を継続するとともに、給食だよりや家庭教育啓発資料、「給食展」などを活用し、家庭と連携した食育を推進する。また、多様なライフスタイルに対応した共食のあり方について普及・啓発を進める。	地域学校教育課
1	1	基本目標２ こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える	（３）支援が必要なこどもへの支援	障害児通所支援事業	●障がいのあるこどもに対し、生活訓練、社会適応訓練、機能回復訓練、外来相談等の通所支援サービスの支給支援を行います。	3	・障害のある子どもや配慮が必要な子どもを早期に発見し、必要に応じて療育に繋げていく必要がある。 ・令和８年２月に開設した「児童発達支援センターまにまに」で実施する通所児童発達支援事業（児童発達支援・保育所等訪問支援）が円滑に実施できるよう、定期的な協議の場を設け情報共有を行う。	こども課所管の保健師や「児童発達支援センターまにまに」と連携しながら、適切な時期に適切な支援が受けられるように、サービスの提供を行う。	健康福祉課
2	2-1	基本目標２ こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支え	（３）支援が必要なこどもへの支援	障がいのあるこどもへの各種手当の支給	●在宅の障がいのあるこどもに障害児福祉手当、特別児童扶養手当等を支給することにより、経済的負担の軽減を図ります。（一部所得制限あり）	3	各種手当について、今後も様々な媒体を使用し周知していく必要がある。	広報やHP、しおり等を活用し広報活動を継続する。	健康福祉課
2	2-2	基本目標２ こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支え	（３）支援が必要なこどもへの支援	障がいのあるこどもへの各種手当の支給	●在宅の障がいのあるこどもに障害児福祉手当、特別児童扶養手当等を支給することにより、経済的負担の軽減を図ります。（一部所得制限あり）	3	特別児童扶養手当の申請については、身体障害者手帳及び療育手帳の所持が必須要件ではないことから、診断書等による申請も多いため、制度については周知が必要である。	制度広報を図りながら障がい児がいる家庭への支援を実施する。	こども課
3	3	基本目標２ こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える	（３）支援が必要なこどもへの支援	療育事業の推進	●令和８年２月に開設予定の播磨町児童発達支援センターにおいて、幅広い高度な専門性に基づく発達支援や家族支援、障がい児の通う施設等に対するスーパーバイズ・コンサルテーションを行うとともに、地域のインクルージョンの推進、地域の障がい児の発達支援の入口としての相談を行います。 ●発達が気になるこどもとその保護者を対象に、言語聴覚士・公認心理師・理学療法士・作業療法士による訓練、相談等を実施することにより、発達を支援します。 ●他機関でのフォロー体制が整ったケースについては引き継ぎ終了とし、引き継ぎ先の学校・園との連携を図ります。	2	利用希望者数に対して一部の分野で相談枠が常に足りないため、一定の間隔での相談機会確保が難しい。終了目標を明確化し、相談が長期化するケースの減少を試みているが、一部の療育は慢性的な相談枠の不足が続いている。	令和８年２月に播磨町児童発達支援センターを開設し、センター事業として専門職相談を実施する。継続的な療育が必要な児童には障害福祉サービス受給者証の申請を促し、その児童にあった療育を行えるよう支援していく。こども課やこども支援センター、教育保育施設、学校と連携し、また保育所等訪問支援事業を実施することで、地域の居場所で療育的な関わりができるよう地域支援を行う。	こども課

令和7年度　播磨町子ども・子育て支援事業計画〔評価〕

計画策定から現時点までの取り組みの状況について評価をしてください。

1. 非常に高い(100%以上)　2. 高い(80-99%)　3. 普通(50-79%)
4. 低い(1-49%)　5. 未実施(0%)
6. 評価不能(※理由を「問題点・課題・解決策等」に記入ください。)

資料1

					第３期計画（令和７年３月策定）	令和７年度事業評価			
施策No.	施策No.（枝番あり）	基本目標	基本施策	事業	取組内容	取り組みの総合評価（5段階評価）	取り組みを実施した上での問題点･課題、解決策等	**今後の取り組み内容（令和8年度において重点的に取り組む内容）**	担当課
4	4	基本目標２ こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える	（３）支援が必要なこどもへの支援	医療的ケアが必要なこどもへの支援体制の構築	●医療を要する状態にある障がいのあるこども（医療的ケア児）が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、総合的な支援体制の構築に向けて取り組みます。	4	医療的ケア児の保育はニーズはあるが、受入れ施設、看護師等の人材不足があり、依然としてスムーズな利用ができない状況にある。なお、令和８年度当初での町立幼稚園での受入れに向けた関係者間の調整は円滑に進捗したため、受入れ体制を構築することができた。	令和８年度に引き続き町立幼稚園での受入れ体制を維持しつつ、訪問看護業務委託も併用し、他の町立幼稚園においても受入れできるよう体制の充実を図る。	こども課
5	5	基本目標２ こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える	（３）支援が必要なこどもへの支援	関係機関の連携	●心身の状況に応じて保健・医療・障害福祉・保育・教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、関係機関が協働する総合的な支援体制の構築に向けて取り組みます。	3	健康課題や家庭課題が複合化している。問題が潜在化していたり、相談先がわからずSOSを出すのが遅れることがあるため、情報の連携や適切な支援への橋渡しを含む、切れ目のない支援を行う必要がある。	支援が必要なケースは、孤独孤立対策基本法に基づき、本町の孤独孤立対策推進事業の取り扱いに沿って、分野横断的に情報連携・支援整備を行う。 情報システム「ひまわり」を有効活用する。	健康福祉課

令和7年度　播磨町子ども・子育て支援事業計画〔評価〕

計画策定から現時点までの取り組みの状況について評価をしてください。

1. 非常に高い(100%以上)　2. 高い(80-99%)　3. 普通(50-79%)
4. 低い(1-49%)　5. 未実施(0%)
6. 評価不能(※理由を「問題点・課題・解決策等」に記入ください。)

資料1

					第３期計画（令和７年３月策定）	令和７年度事業評価			
施策No.	施策No.（枝番あり）	基本目標	基本施策	事業	取組内容	取り組みの総合評価（5段階評価）	取り組みを実施した上での問題点･課題、解決策等	**今後の取り組み内容（令和8年度において重点的に取り組む内容）**	担当課
1	1	基本目標３ こども・若者が夢や希望を持てる社会をつくる	（１）生きる力を育む教育の推進	学力向上の推進	●児童生徒の主体性を引き出し、基礎的・基本的な知識・技能を基盤として、他者との課題を共有し、主体的・対話的で深い学びを進め、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」を養う教育を展開します。 ●若手の教員の授業力、指導力の向上に向けた研修を実施するとともに、各小中学校において、特色ある学校づくり推進事業を展開し、教育課題解決に向けた取り組みを推進するとともに、組織として学校力の向上を図ります。 ●指導内容・体制の充実を図るとともに、各小中学校にいて、特色ある学校づくり推進事業を展開し、教育課題解決に向けた取り組みを推進するとともに、組織として学校力の向上を図ります。	3	「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善は進んでいるものの、教員の指導力や授業改善の取組に学校間・教員間で差が見られる。また、若手教員の育成や組織的な学校力の向上を継続して図る必要がある。 校内研修や教職員研修の充実を図るとともに、各校の特色ある取組を共有・発信し、組織的・継続的な授業改善と学校力の向上を推進する。	「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進するとともに、若手教員をはじめとした教職員の資質・指導力向上を図る研修を充実させる。また、各小・中学校における特色ある学校づくりや教育課題の解決に向けた取組を支援し、組織的な学校力の向上を推進する。 学力向上推進委員会の中で、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善について協議し、各校の実態に応じて還元する。また、町内学力状況調査等で成果や課題を経年変化として把握し、好事例を横展開する。	地域学校教育課
2	2	基本目標３ こども・若者が夢や希望を持てる社会をつくる	（１）生きる力を育む教育の推進	きめ細やかな児童生徒指導の推進	●播磨町こども支援センターを教育委員会事務局内に設置します。特別支援教育、不登校支援、生徒指導の各分野において、専門的知見を有する指導員を配置し、児童生徒一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな相談体制を構築します。 ●青少年育成推進委員会、生徒指導担当者会など学校、行政、地域、関係機関との連携体制により、児童生徒一人ひとりの人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高める学校一体となった指導・支援体制を構築します。 ●「特別の教科 道徳」においては、「考える道徳」「議論する道徳」へ転換を図り、発達段階に応じた道徳性を養い、道徳的実践力を高めます。さらに、カリキュラムを作成し、学校の教育活動全体を通じて道徳教育に取り組むとともに、家庭や地域社会と道徳的価値を共有し、道徳的実践力の充実・向上を図ります。 ●小学校の自然学校、環境体験事業、中学校のトライやる・ウィーク、わくわくオーケストラなどの体験活動を充実します。 ●スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保護者等と連携し、児童生徒の変化に常に気を配り、悩みを積極的に受け止める校内教育相談体制を充実します。	2	いじめや不登校、生徒指導事案などの問題をめぐる解決に向けた取組が困難な場合もあるため、 課題の解決に向けて、福祉・医療・警察等の関係機関や心理・法律等の専門家とも連携して対応していく必要がある。 「考える道徳」「議論する道徳」の授業改善は進んでいるものの、教育活動全体を通じた道徳教育や家庭・地域との連携については今後も工夫して取り組む必要がある。学校長と道徳推進教員を中心に道徳科を要としたカリキュラム・マネジメントを充実させるとともに、授業改善や家庭・地域との連携を推進し、児童生徒の道徳的実践力の向上を図る。	○こども支援センターとして、こどもの問題行動や不登校、発達に関する分野において専門的知見を有する指導員を配置することで、様々な悩みを持つ保護者への相談や教職員への助言を適切に行った。 ○必要に応じて、スクールカウンセラーへつないだり、スクールソーシャルワーカーや関係機関と連携したりして、多様なニーズに対応している。 ○「考える道徳」「議論する道徳」の充実に向けた授業改善を推進するとともに、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を充実させる。また、家庭や地域と道徳的価値を共有し、連携した取組を進めることで、児童生徒の道徳的実践力の育成を図る。	地域学校教育課
3	3	基本目標３ こども・若者が夢や希望を持てる社会をつくる	（１）生きる力を育む教育の推進	児童・生徒の個性に応じた進路指導の充実	●こどもたちが、自分らしい生き方を見いだせるよう、総合的な学習の時間、係活動や委員会活動、小学校の自然学校、環境体験事業や中学校のトライやる・ウィークなど、発達段階に応じた体験活動等の学習機会を充実させたキャリア教育を推進します。 ●幼稚園・小学校・中学校と発達段階を踏まえた指導ができるよう、支援に関する伝達会を工夫・改善しながら実施するとともに、オープンスクール等での授業公開の参観による園児・児童・生徒の理解を促進します。 ●教育支援委員会においては、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して早期からの一貫した教育相談及び支援、または就学先の決定について審議を行います。	2	総合的な学習の時間における、子どもたちが主体的に学べる単元づくりや、地域と連携した探究的な学びについて継続して推進していく必要がある。 教育支援委員会においては、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して早期からの一貫した教育相談及び支援が大切であることから、幼稚園、こども園、保育園と行政とが常に情報共有を行い、早期からの支援を実施できるようにしていくことが必要。 地域での体験活動であるトライやる・ウィークにおいて、多くの生徒が希望する事業所で貴重な就業経験を積むことができており、高い教育効果が得られている。生徒の多様な進路希望や受け入れ人数の増加に柔軟に対応するため、新規事業所の開拓および受け入れ規模の拡大が急務となっている。	主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を通した、総合的な学習の時間における、授業づくりを進める。また、コミスクや地域協働活動を通して地域と連動した活動を進める。 教育支援委員会において、障害の状態や必要となる支援の内容、教育学等の専門的見地を踏まえて、就学先を決定していく。就学先の決定は、本人・保護者の意見を最大限尊重し、教育ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、児童生徒の就学先を決定する。 トライやる推進協議会を通して、地域社会や企業への働きかけを強め、協力体制の強化を図る。	地域学校教育課
4	4-1	基本目標３ こども・若者が夢や希望を持てる社会をつくる	（１）生きる力を育む教育の推進	人権教育の推進	●令和７年４月施行の「播磨町人権尊重のまちづくり条例」の理念のもと、人権施策を推進するとともに、すべての施策の策定・実施において、人権尊重の視点を大切にします。 ●体制としては、健康福祉課内に人権推進室を設置するとともに、人権専用ダイヤル（079-490-8341：人権やさしいダイヤル）を開設し、人権に関する相談体制と解決に向けた取り組みを進めます。 ●教育・保育現場において、児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解する力を養うため、講演会、ＤＶＤ教材や資料等を通じた人権教育を推進します。 ●こども一人ひとりの基本的人権を尊重した教育・保育を実践するため、教職員等に対する研修を行います。 ●児童会や生徒会を中心とした携帯電話、スマートフォンの使用についてのルールづくりの促進や、専門家による講演会、学級活動などを通して、児童生徒の情報モラルの向上を図り、ネット社会における人権侵害とその危険性についての指導を行います。 ●デートＤＶや性的マイノリティ（ＬＧＢＴＱ+等）についての正しい知識を身に付けられる学習を進めます。	3	「播磨町人権尊重のまちづくり条例」の理念のもと、人権施策を推進していくため、令和８年３月に「播磨町人権尊重のまちづくり推進計画」を策定した。今後は同計画のもと、施策の効果的な推進を図っていく必要がある。 人権推進室及び人権ホットラインを設置し、人権課題に対する相談体制を構築したが、未だ相談件数は少なく、住民に周知していく必要がある。	各施策に人権尊重の理念を浸透させるべく、「人権尊重のまちづくり条例」及び「人権尊重のまちづくり推進計画」について職員の理解を深める。 町の人権施策や人権相談窓口について、教育委員会と連携し、「人権尊重のまちづくり推進計画概要版（こども版）」の配布を行うなど、様々な機会を通じて周知を行う。	健康福祉課

令和7年度　播磨町子ども・子育て支援事業計画〔評価〕

計画策定から現時点までの取り組みの状況について評価をしてください。
1. 非常に高い(100%以上)　2. 高い(80-99%)　3. 普通(50-79%)
4. 低い(1-49%)　5. 未実施(0%)
6. 評価不能(※理由を「問題点・課題・解決策等」に記入ください。)

資料1

					第３期計画（令和７年３月策定）	令和７年度事業評価			
施策No.	施策No.（枝番あり）	基本目標	基本施策	事業	取組内容	取り組みの総合評価（5段階評価）	取り組みを実施した上での問題点･課題、解決策等	今後の取り組み内容（令和8年度において重点的に取り組む内容）	担当課
4	4-2	基本目標３ こども・若者が夢や希望を持てる社会をつくる	（１）生きる力を育む教育の推進	人権教育の推進	●令和７年４月施行の「播磨町人権尊重のまちづくり条例」の理念のもと、人権施策を推進するとともに、すべての施策の策定・実施において、人権尊重の視点を大切にします。 ●体制としては、健康福祉課内に人権推進室を設置するとともに、人権専用ダイヤル（079-490-8341：人権やさしいダイヤル）を開設し、人権に関する相談体制と解決に向けた取り組みを進めます。 ●教育・保育現場において、児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解する力を養うため、講演会、ＤＶＤ教材や資料等を通じた人権教育を推進します。 ●こども一人ひとりの基本的人権を尊重した教育・保育を実践するため、教職員等に対する研修を行います。 ●児童会や生徒会を中心とした携帯電話、スマートフォンの使用についてのルールづくりの促進や、専門家による講演会、学級活動などを通して、児童生徒の情報モラルの向上を図り、ネット社会における人権侵害とその危険性についての指導を行います。 ●デートＤＶや性的マイノリティ（ＬＧＢＴＱ+等）についての正しい知識を身に付けられる学習を進めます。	3	町内小学校4年生、中学校1年生を対象に「こどもの権利」についての講演会を実施した。また、「播磨町いきる・そだつ・まもる　こどもの権利条例」を制定し、こどもの権利について相談できる場所の整備を実施した。 子どもだけではなく、教職員や子どもに関わる職種や高校生以上住民への「こどもの権利」についての周知・啓発が必要である。	教職員、児童福祉施設職員、障害支援施設職員や住民に向けた「こどもの権利」研修会を実施する。 また、１１月の「はりまこどもの権利月間」に合わせて一般住民向けの講演会も予定しており、より多くの方が参加し、こどもの権利について学んでいただくよう努める。	こども課
4	4-3	基本目標３ こども・若者が夢や希望を持てる社会をつくる	（１）生きる力を育む教育の推進	人権教育の推進	●令和７年４月施行の「播磨町人権尊重のまちづくり条例」の理念のもと、人権施策を推進するとともに、すべての施策の策定・実施において、人権尊重の視点を大切にします。 ●体制としては、健康福祉課内に人権推進室を設置するとともに、人権専用ダイヤル（079-490-8341：人権やさしいダイヤル）を開設し、人権に関する相談体制と解決に向けた取り組みを進めます。 ●教育・保育現場において、児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解する力を養うため、講演会、ＤＶＤ教材や資料等を通じた人権教育を推進します。 ●こども一人ひとりの基本的人権を尊重した教育・保育を実践するため、教職員等に対する研修を行います。 ●児童会や生徒会を中心とした携帯電話、スマートフォンの使用についてのルールづくりの促進や、専門家による講演会、学級活動などを通して、児童生徒の情報モラルの向上を図り、ネット社会における人権侵害とその危険性についての指導を行います。 ●デートＤＶや性的マイノリティ（ＬＧＢＴＱ+等）についての正しい知識を身に付けられる学習を進めます。	2	「播磨町人権尊重のまちづくり条例」の理念を施策に反映させるべく、令和８年３月に「播磨町人権尊重のまちづくり推進計画」を策定した。今後は、同計画の下、施策の推進状況を検証していく。 人権推進室及び人権ホットラインの設置により、人権課題に対する相談体制を構築できたので、住民の認知度を上げる必要がある。 携帯電話・スマートフォンの所持率が高まる中、インターネットの不適切な利用にかかわる問題の増加（メール、SNS上での誹謗中傷やいじめ等）が課題である。また、周囲の保護者や学校関係者にもスマホ等の課題について共通理解を図り、こどもの周囲の環境を整えることも必要である。。 デートDV、性的マイノリティ（LGBTQ+)等の新たな人権課題への理解促進も必要である。	条例・計画策定を審議した「人権尊重まちづくり検討委員会」等に町施策の進捗状況について報告し、審議・助言をいただく。 令和８年３月に策定された「播磨町人権尊重のまちづくり推進計画」概要版を全戸配布し、施策や相談窓口について周知を図る。 ７月３１日の全教職員研修において人権分野の研修を行う。 また、兵庫県や人権啓発協会が実施する人権研修を学校園に周知し、参加を図る。 播同協 学校園推進委員会等と連携し、地域や学校関係者に対しスマホや生成ＡＩの潜在的危険性について研修を実施。 日時：令和８年７月１１日（土）１０時から 講師：ＮＩＴ情報技術推進ネットワーク㈱ 代表取締役　篠原嘉一氏	地域学校教育課
5	5	基本目標３ こども・若者が夢や希望を持てる社会をつくる	（１）生きる力を育む教育の推進	交流教育の推進	●ともに助け合う地域でのつながりを目指して、特別支援学校の児童生徒が居住地との結びつきを強め、地域での生活基盤を形成することができるよう、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの有無に関わらず、ともに学び、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らす地域社会の実現を目指し、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒がともに学ぶ機会として、副次的な学籍（副籍）を取り入れた交流及び共同学習を実施します。 ●児童生徒の特性に合わせた内容や目標を設定した交流や共同学習を、各学級担任等と連携しながら学びの充実を目指します。	2	共同学習においては、特別支援学級、通常の学級それぞれの状況や具体的な支援方法を考慮しながら、負担なく継続でき、持続可能な方法であることを前提に、組織的な支援体制や計画立案の在り方の検討が重ねられていく必要がある。 居住地校交流では、教育委員会が中心となり、東はりま特別支援学校と連携し、１年間を通して計画的に居住間交流を実施した。課題として、「相手校の意識・理解」や「相手校の受け入れ体制」が多く、小・中学校の教員への働きかけの重要性が示唆されている。	居住地校交流における「交流及び共同学習」の充実を図る。 ①打ち合わせの重視 ②年間計画を立て組織的に取り組むこと ③合理的配慮の提供 ④地域への啓発 共同学習においては、特別支援学級、通常の学級それぞれの状況や具体的な支援方法を考慮しながら、負担なく継続でき、持続可能な方法であることを前提に、組織的な支援体制や計画立案の在り方の検討を重ねる。	地域学校教育課
6	6	基本目標３ こども・若者が夢や希望を持てる社会をつくる	（１）生きる力を育む教育の推進	地域とともにある学校づくりの推進	●全小中学校において学校運営協議会を設置し、学校、保護者、地域住民等の連携のもと、学校運営やこどもの健全育成における取り組みを行い、地域とともにある学校づくりを推進します。	3	全小中学校において学校運営協議会を設置し、かつ、播磨西小を除く各小学校に地域コーディネーターを配置した。そのことで地域と学校のつながりが増え、「地域と共にある学校づくり」を推進できた。今後は中学校の学校運営協議会の強化が必要である。	中学校を含めた全小中学校に地域コーディネーターを配置し、学校、保護者、地域住民等の連携を強くしていく。また、地域学校協働本部とも連携しながら、より一層「地域と共にある学校」づくりの推進を図る。	地域学校教育課
7	7	基本目標３ こども・若者が夢や希望を持てる社会をつくる	（１）生きる力を育む教育の推進	社会の仕組みや制度を学ぶ機会の創出	●人生で困ったことが起きたときに社会保障制度の知識が助けとなり、孤独・孤立を予防できるよう、全中学校において社会保障制度を学ぶ授業を実施します。	3	援助希求力を高められるよう、内容の検討をする。	令和８年度においても、NPO法人Social Change Agency代表理事の横山北斗氏を講師に迎え、中学３年生を対象に「15歳からの社会保障」と題して、具体的なケースを交えて分かりやすく各種社会保障制度を学ぶ授業を、中学校及び教育委員会と連携しながら継続実施をする。	健康福祉課

令和7年度　播磨町子ども・子育て支援事業計画〔評価〕

計画策定から現時点までの取り組みの状況について評価をしてください。
1. 非常に高い(100%以上)　2. 高い(80-99%)　3. 普通(50-79%)
4. 低い(1-49%)　5. 未実施(0%)
6. 評価不能(※理由を「問題点・課題・解決策等」に記入ください。)

資料1

					第３期計画（令和７年３月策定）	令和７年度事業評価			
施策No.	施策No.（枝番あり）	基本目標	基本施策	事業	取組内容	取り組みの総合評価（5段階評価）	取り組みを実施した上での問題点･課題、解決策等	今後の取り組み内容（令和8年度において重点的に取り組む内容）	担当課
1	1	基本目標３ 若者が希望を持てる社会をつくる	（２）豊かな心を育む取り組みの推進	乳幼児とのふれあい・交流機会の充実	●総合的な学習の時間などを活用し、町内の中学生を対象にした「赤ちゃん先生」において、子育て中の親子に中学校に来ていただき、子育て体験談や乳児の抱っこ体験を実施し、子育ての大切さと命の大切さを学習する機会とします。また、子育て中の親の体験談を通して、父母の愛情を感じ、自己肯定感の醸成に寄与する事業となるよう、学校教育の中での位置づけを検討します。 ●小中学生が乳幼児とふれあい、こどもを産み育てることや生命の大切さなどを学ぶことができるような機会を確保します。	2	中学校における思春期ふれあい体験事業は、生徒が命の尊厳や自己の価値に気づく貴重な機会となっている。また、出産や育児を身近に捉え、自らの将来設計について考える教育的効果も高い。今後も連携体制の強化が必要である。	連携体制の強化に加え、インフルエンザ等の感染症流行を見据え、冬季を避けて、学校行事や実施時期を柔軟に調整していく。	地域学校教育課
2	2	基本目標３ 若者が希望を持てる社会をつくる	（２）豊かな心を育む取り組みの推進	トライやる・ウィークの実施	●働くことの意義や楽しさを実感し、社会の一員としての自覚を高めることができるよう、中学２年生を対象に、職場体験、福祉体験、勤労生産体験活動を実施し、トライやる推進連絡協議会でその成果と課題を共有することで、生徒一人ひとりが自分の生き方を見つけるための支援を行います。 ●協力事業所の職種の偏りの解消と事業所数の確保拡大に努めます。また、キャリアノートやキャリア教育指導資料等を活用し、体験活動及び事前・事後指導の充実を図ります。	2	地域での体験活動であるトライやる・ウィークにおいて、多くの生徒が希望する事業所で貴重な就業経験を積むことができており、高い教育効果が得られている。生徒の多様な進路希望や受け入れ人数の増加に柔軟に対応するため、新規事業所の開拓および受け入れ規模の拡大が急務となっている。	トライやる推進協議会を通して、地域社会や企業への働きかけを強め、協力体制の強化を図る。	地域学校教育課
3	3-1	基本目標３ 若者が希望を持てる社会をつくる	（２）豊かな心を育む取り組みの推進	環境保全意識を高める教育の推進	●環境問題・環境保全に関し、身近な話題や地域にある題材などを活用して学習できる機会として、環境に関連した夏休み体験教室や環境学習バスツアーを実施し、児童生徒の環境保全意識の向上を図るとともに、企業や団体と協働して環境教育を推進します。 ●小学校における環境体験活動、自然学校の充実、人と自然の共生共存学習等について、各教科や総合的な学習の時間等において教科横断的な学習を取り入れるなど環境問題・環境保全についての学びを推進します。	3	事業所の規模や勤務形態などによって、制度導入等が困難な場合がある。	商工会等を通じてPRするとともに、新たな法改正、施策があれば周知していく。	産業環境課
3	3-2	基本目標３ 若者が希望を持てる社会をつくる	（２）豊かな心を育む取り組みの推進	環境保全意識を高める教育の推進	●環境問題・環境保全に関し、身近な話題や地域にある題材などを活用して学習できる機会として、環境に関連した夏休み体験教室や環境学習バスツアーを実施し、児童生徒の環境保全意識の向上を図るとともに、企業や団体と協働して環境教育を推進します。 ●小学校における環境体験活動、自然学校の充実、人と自然の共生共存学習等について、各教科や総合的な学習の時間等において教科横断的な学習を取り入れるなど環境問題・環境保全についての学びを推進します。	2	環境学習の機会は確保されているものの、体験活動で得た学びを継続的な行動につなげることや、事前・事後指導を含めた学習の系統化、学校・家庭・地域・企業が連携した取組の充実が課題である。 今後も、体験活動と教科学習を関連付けるとともに、事前・事後指導を充実させ、地域や企業等との連携を強化することで、環境保全に主体的に取り組む態度の育成を図る必要がある。	環境体験活動など体験的な学習を継続・充実するとともに、事前・事後指導を充実させ、学びを日常生活での実践につなげる。また、各教科や総合的な学習の時間等における教科横断的な環境教育を推進するとともに、身近な地域や企業・関係団体との連携を深め、児童生徒の環境保全意識の向上と主体的な行動の育成を図る。	地域学校教育課
4	4	基本目標３ 若者が希望を持てる社会をつくる	（２）豊かな心を育む取り組みの推進	国際理解教育の推進	●町立幼稚園や認定こども園、小学校低学年から英語活動に取り組むなど、早い時期からの外国語活動を推進します。 ●外国人講師を幼稚園年中・年長、小学校、中学校に配置し、小学校、中学校間でのＡＬＴ（外国語指導助手）の円滑な接続を図るとともに、外国語の授業時間だけでなく、休み時間など身近なところに外国人講師がいる環境づくりをし、国際理解教育を構築します。 ●小学校教員の英語研修や、小中学校英語の合同研修を充実します。	3	幼稚園年中児クラスから外国人講師による外国語活動を実施したことにより、子どもたちの異文化に対する壁が低くなった。課題としては、外国人講師の配置が町内すべてで５名のため、それぞれの授業時数が多く、毎回の授業準備ができないことがある。 大学の教授を招聘し、小中学校の外国語担当教員研修会を実施した。また、研究授業も実施できた。課題としては、臨時の先生が多く、勤務地の関係から定着しないことが多い。	外国人講師の配置を５名から６名に増員することにより、授業準備の時間を確保する。 研修会ではなく、日頃の授業を教育委員会が参観することにより、授業力向上を含め、さらなる国際理解教育の推進に努めたい。	地域学校教育課
5	5-1	基本目標３ 若者が希望を持てる社会をつくる	（２）豊かな心を育む取り組みの推進	こどもの活動の活性化	●身近な地域の中で、こどもたちが様々な文化活動や体験活動を行えるよう、公民館、図書館、郷土資料館で実施する講座や教室を充実させるとともに、コミュニティセンターや学校を拠点とした多世代の交流や地域活動へ参加するきっかけづくりを進めます。	2	中央公民館やコミュニティセンターの一部では、子どもを対象とした事業を広く展開している。また、参加者ではなくボランティアとして参加する成人も多くおり、多世代交流の拠点となっている。	既に取り組みのある事業や手法を、中央公民館を中心として各コミュニティセンターにおいて展開できるよう、連携強化を図る。	協働推進課
5	5-2	基本目標３ 若者が希望を持てる社会をつくる	（２）豊かな心を育む取り組みの推進	こどもの活動の活性化	●身近な地域の中で、こどもたちが様々な文化活動や体験活動を行えるよう、公民館、図書館、郷土資料館で実施する講座や教室を充実させるとともに、コミュニティセンターや学校を拠点とした多世代の交流や地域活動へ参加するきっかけづくりを進めます。	2	中央公民館では、放課後や休日に様々なイベントを開催することで、子どもたちの居場所として定着してきているが、スペースが限られているためピーク時には混在している。 図書館・資料館では毎月継続して文化活動・体験教室を開催しているが、特に資料館の講師役ボランティアが高齢化しており、後任の育成が進んでいない。 ４小学校では、シニアクラブ連合会との昔遊び体験を継続して開催している。 　一方、中学校とは多世代交流の手法が見つかっていない。	資料館の体験教室講師役を確保するため、現行の講師役を通じた繋がりや、資料館・博物館同士の繋がりを通じて候補者を発掘する。 シニアクラブでは、令和８年度から新たに小学校で教室に入り難い児童のための居場所づくり事業に取り組んでいただいている。 　小学校での多世代交流が、高齢者にとっての生きがいになっている観点もある。学校（子どもたち）からの依頼という形をとる方がシニアクラブも動き易いので、コミスク等の場で上手く需要と供給の調整を行っていく。	地域学校教育課

令和7年度　播磨町子ども･子育て支援事業計画〔評価〕

計画策定から現時点までの取り組みの状況について評価をしてください。

1. 非常に高い(100%以上)　2. 高い(80-99%)　3. 普通(50-79%)
4. 低い(1-49%)　5. 未実施(0%)
6. 評価不能(※理由を「問題点･課題･解決策等」に記入ください。)

資料1

					第３期計画（令和７年３月策定）	令和７年度事業評価			
施策No.	施策No.（枝番あり）	基本目標	基本施策	事業	取組内容	取り組みの総合評価（5段階評価）	取り組みを実施した上での問題点･課題、解決策等	今後の取り組み内容（令和8年度において重点的に取り組む内容）	担当課
6	6	基本目標３こども・若者が夢や希望を持てる社会をつくる	（２）豊かな心を育む取り組みの推進	小学生の放課後居場所づくり（地域学校協働活動事業）	●放課後児童対策として、児童の健全な育成、放課後の居場所づくりを目的に、全小学校全学年を対象に、地域や指導員の協力のもと体験活動や交流活動を実施し、今後も地域との連携・協働の充実を図り、参加児童を増やします。 ●小学校では、こどもの安全・安心な放課後の居場所づくりに取り組みます。また、地域のつながりや絆が強化されることにより、地域の教育力及び家庭の教育力向上を目指します。そして、学童保育所と一体的な実施、または連携による実施に関する具体的な方策を検討します。	2	多種多様な子どもが増えている中、支援員の量の確保が必要である。	地域学校協働本部と連携を密にし、持続可能な事業としていけるよう、人材確保の流れを作る。	地域学校教育課
1	1	基本目標３こども・若者が夢や希望を持てる社会をつくる	（３）不登校等に対する取り組みの推進	スクールカウンセラーの配置	●悩みを持つ児童生徒及びその保護者等に対し、スクールカウンセラーによる教育相談を定期的に実施するとともに、学校との情報共有や共通理解を図り、気軽に相談できる体制づくりを行います。 ●各小中学校においては、チーム学校としての相談体制の推進を図るとともに、スクールソーシャルワーカーや地域学校教育課内こども支援センター等と連携を図り、組織的な支援体制のさらなる充実を図ります。 ●各小中学校においては、チーム学校としての相談体制の推進を図るとともに、スクールソーシャルワーカーと連携を図ります。また、組織的な支援体制のさらなる充実のために、播磨町こども支援センターとも情報共有するなど連携を図ります。	2	悩みを持つ児童生徒及びその保護者等に対し、スクールカウンセラーによる教育相談を定期的に実施するとともに、学校との情報共有や共通理解を図り、気軽に相談できる体制づくりを行った。今後も学校との情報共有を密にし、チーム学校としての相談体制の推進を図っていく必要がある。 家庭における複雑で深刻な困難を抱えている児童生徒には、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用を促進している。学校だけでは解決できない課題も多く、スクールソーシャルワーカー、保護者、学校との連携がより必要となっている。	不登校児童生徒への支援の目標は、将来、児童生徒が精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるような、社会的自立を目指す。そのため、悩みを持つ児童生徒及びその保護者等に対し、スクールカウンセラーによる教育相談を定期的に実施するとともに、学校との情報共有や共通理解を図り、気軽に相談できる体制づくりを行う。 各小中学校においては、チーム学校としての相談体制の推進を図るとともに、スクールソーシャルワーカーや地域学校教育課内こども支援センター等と連携を図り、組織的な支援体制のさらなる充実を図る。	地域学校教育課
2	2	基本目標３こども・若者が夢や希望を持てる社会をつくる	（３）不登校等に対する取り組みの推進	教育支援センター（ふれあいルーム）の充実	●不登校傾向にある児童生徒への早期対応と相談事業の充実を図るとともに、個々に応じたゆとりある活動と自立支援等を行い、児童生徒の自信や自尊感情を高める居場所づくりを行います。 ●スクールソーシャルワーカーを活用することにより、関連機関とチーム連携を図り、環境の改善を図ります。 ●家庭から近いコミュニティセンターに、「何をしてもよい、何もしなくてもよい」をコンセプトにした児童生徒の居場所の一つとして「コミセンサテライト」を設置します。	2	教育支援センター（ふれあいルーム）やコミセンサテライトの利用者が増加しており、個に応じた支援と居場所となっている。不登校傾向にある児童生徒の保護者相談も行い、必要であればSCへつなぐなど、継続的な支援を行っている。しかし、不登校になる背景には様々な要因があり、原因も多様化しており、多様なニーズに対応できるようこども支援センター内での情報共有や学校との連携を更に密に行っていく必要がある。	教育支援センター運営の充実 不登校児童生徒の保護者を対象にした支援と情報提供 ＨＰや保護者連絡ツール「スクリレ」での教育支援センターやコミセンサテライトの周知 こども支援センター内での連携を密にし、誰一人取り残されない支援体制を構築	地域学校教育課
3	3-1	基本目標３こども・若者が夢や希望を持てる社会をつくる	（３）不登校等に対する取り組みの推進	不登校・ひきこもりに関する関係機関ネットワークの整備	●不登校・ひきこもり、また青年期の若者を取り囲む様々な問題に適切な対応が図られるよう、「子ども・若者育成支援推進法」の趣旨を踏まえて、教育・福祉・保健が連携した取り組みを行います。 ●学校訪問などにより関係機関のネットワークの実現、連携した取り組みを図り、ひきこもりに関する相談体制を充実します。 ●ひきこもり等の問題を抱える家族等を対象に、精神的な負担軽減と問題解決の糸口を探ることを目的として、相談や情報交換の場等を設定します。 ●学校だけでは解決困難ないじめ問題をはじめ、問題行動や不登校などの未然防止及び早期発見・解決に向けた体制づくりを進め、適切な対応を図ります。	3	不登校やひきこもりの児童を抱える家庭には、学校や教育委員会、総合福祉センターでの総合窓口等で対応していることが多いが、こども課も支援方針や情報の共有、役割分担を行った。	学校・教育委員会だけではなく、障害福祉施設を含めた関係機関との連携も行い、児童や保護者が孤立しないような支援を行う。	こども課
3	3-2	基本目標３こども・若者が夢や希望を持てる社会をつくる	（３）不登校等に対する取り組みの推進	不登校・ひきこもりに関する関係機関ネットワークの整備	●不登校・ひきこもり、また青年期の若者を取り囲む様々な問題に適切な対応が図られるよう、「子ども・若者育成支援推進法」の趣旨を踏まえて、教育・福祉・保健が連携した取り組みを行います。 ●学校訪問などにより関係機関のネットワークの実現、連携した取り組みを図り、ひきこもりに関する相談体制を充実します。 ●ひきこもり等の問題を抱える家族等を対象に、精神的な負担軽減と問題解決の糸口を探ることを目的として、相談や情報交換の場等を設定します。 ●学校だけでは解決困難ないじめ問題をはじめ、問題行動や不登校などの未然防止及び早期発見・解決に向けた体制づくりを進め、適切な対応を図ります。	2	不登校の原因は様々であり問題の多様化と深刻化をどうすべきか実態把握と課題に対して教員の研修の充実を図る	不登校担当者会や不登校対策協議会で専門機関から講師を招き、子どもたちへの理解と対応について研修の充実を図る。 スクールソーシャルワーカーを活用し、関係諸機関との連携を図り、学校相談体制の充実に努める。	地域学校教育課
1	1-1	基本目標３こども・若者が夢や希望を持てる社会をつくる	（４）次世代を担う青少年や若者への支援	犯罪被害や有害情報から守る取り組みの推進	●児童生徒が犯罪等に巻き込まれることのないよう、地域の公園やコンビニエンスストア等と連携し、街頭指導や声掛け活動などを行います。 ●安全・安心な生活を確保するため、通学路を中心に見守りカメラを設置します。 ●各小中学校において情報モラル研修によるネット犯罪被害防止のための講演会を実施します。 ●青少年問題協議会を開催し、青少年育成に係る現状と課題の共有を図るとともに、育成・支援・啓発等の取り組みについて検討し、実施につなげます。	2	令和7年3月より見守りカメラを稼働し、犯罪捜査にかかる警察への情報提供も警察からの照会に滞りなく対応できている。また、犯罪の抑止や町民の安心感向上の効果も見込んで運用しているが、成果が見えにくい。 解決策として住民アンケート等実施し、見守りカメラ設置の効果を検証したい。	見守りカメラについては、令和８年度に効果検証委員会を実施し、住民アンケートをもとに設置後の変化や満足度について効果検証を実施する委員会を開催しすることで、今後の課題整理、運用改善を含めて実施する。	危機管理課

令和7年度　播磨町子ども・子育て支援事業計画〔評価〕

計画策定から現時点までの取り組みの状況について評価をしてください。
1. 非常に高い(100%以上)　2. 高い(80-99%)　3. 普通(50-79%)
4. 低い(1-49%)　5. 未実施(0%)
6. 評価不能(※理由を「問題点・課題・解決策等」に記入ください。)

資料1

					第３期計画（令和７年３月策定）	令和７年度事業評価			
施策No.	施策No.（枝番あり）	基本目標	基本施策	事業	取組内容	取り組みの総合評価（5段階評価）	取り組みを実施した上での問題点･課題、解決策等	今後の取り組み内容（令和8年度において重点的に取り組む内容）	担当課
1	1-2	基本目標３ こども・若者が夢や希望を持てる社会をつくる	（４）次世代を担う青少年や若者への支援	犯罪被害や有害情報から守る取り組みの推進	●児童生徒が犯罪等に巻き込まれることのないよう、地域の公園やコンビニエンスストア等と連携し、街頭指導や声掛け活動などを行います。 ●安全・安心な生活を確保するため、通学路を中心に見守りカメラを設置します。 ●各小中学校において情報モラル研修によるネット犯罪被害防止のための講演会を実施します。 ●青少年問題協議会を開催し、青少年育成に係る現状と課題の共有を図るとともに、育成・支援・啓発等の取り組みについて検討し、実施につなげます。	3	家庭との連携不足により、学校で学んだ内容が家庭の端末利用に反映されず、統一したルールづくりが難しい。教職員研修も十分でなく、SNS文化や最新のネットトラブルへの理解が追いつかない部分もある。そのため、専門家による各学校での研修会を定期的に実施したり、児童生徒向けや保護者向けにも定期的にルールや使い方等の啓発が必要。 各小中学校において、毎年1回以上、情報モラル研修としてネット犯罪被害防止のための講演会を実施している。今後は、日々変化するSNSの利用環境や新たなネット犯罪の手口に対応するため、指導内容のアップデートや、教員・保護者も含めた啓発活動の充実が課題である。 地域や関係機関と連携した見守り活動や情報モラル教育を実施しているものの、犯罪手口やインターネット利用環境の変化に対応した継続的な啓発や、学校・家庭・地域が連携した見守り体制のさらなる充実が課題である。関係機関との連携を強化するとともに、情報モラル教育や防犯啓発を充実させたり、青少年問題協議会で現状や課題について共有したりすることで、地域全体で青少年を見守り育てる体制づくりを推進する必要がある。	学校だけでなく、家庭と連携しながら保護者向けにも定期的にSNSやインターネット等による犯罪に巻き込まれないようを安全安心に利用できるよう啓発していく。 日々変化するSNSの利用環境や新たなネット犯罪の手口に対応するため、指導内容のアップデートや、教員・保護者も含めた研修を充実させていく。 街頭指導や見守り活動、防犯カメラ等による安全対策を継続するとともに、情報モラル教育やネット犯罪防止に関する啓発を充実させる。また、青少年問題協議会を中心に学校・家庭・地域・関係機関が連携し、青少年の健全育成と安全・安心な地域づくりを推進する。	地域学校教育課
2	2-1	基本目標３ こども・若者が夢や希望を持てる社会をつくる	（４）次世代を担う青少年や若者への支援	社会貢献、社会参加、自立できる力の育成	●「二十歳のつどい（旧成人式）」の開催にあたり、公募による実行委員が運営に関わることにより、主体的な参加と事業の活性化を図ることを通じて、大人としての自覚と社会的自立を推進します。 ●１５～４９歳の働くことに悩みを抱えている人を対象とした若者就労相談や各種セミナーの実施を通じて職業的自立に向けた支援を行います。	2	「二十歳のつどい」では、両中学校から計25名が実行委員として立候補し、記念品の選定や前日までの準備、当日の運営等に主体的に取り組んだ。 また、実行委員への応募が年度によって変動するため、参加者の確保が課題となっている。 女性を対象に「チャレンジ相談」や、働き方・生き方について考えるワーク・ライフ・バランスセミナーを実施し、職業的自立に向けた支援を行った。	引き続き広報等で実行委員を募集するとともに、中学校３年生への周知を図り、将来の実行委員への参加につなげることで、主体的な社会参加を推進する。 今年度も就労をテーマにセミナーを実施し、引き続き支援を行う。	協働推進課
2	2-2	基本目標３ こども・若者が夢や希望を持てる社会をつくる	（４）次世代を担う青少年や若者への支援	社会貢献、社会参加、自立できる力の育成	●「二十歳のつどい（旧成人式）」の開催にあたり、公募による実行委員が運営に関わることにより、主体的な参加と事業の活性化を図ることを通じて、大人としての自覚と社会的自立を推進します。 ●１５～４９歳の働くことに悩みを抱えている人を対象とした若者就労相談や各種セミナーの実施を通じて職業的自立に向けた支援を行います。	3	事業所の規模や勤務形態などによって、制度導入等が困難な場合がある。	商工会等を通じてPRするとともに、新たな法改正、施策があれば周知していく。	産業環境課
3	3	基本目標３ こども・若者が夢や希望を持てる社会をつくる	（４）次世代を担う青少年や若者への支援	結婚・出産・子育てを希望する若者への支援	●結婚して町内で新生活を始める新婚世帯に対し、住居費や引越し費用に補助金を交付します。 ●若い世代が結婚・出産・子育てに希望を持ち、その希望が叶えられるよう、播磨町で結婚しこどもを持つことについて意識啓発を図り、企業や団体等と協働して、若者を応援する機運を醸成します。	4	結婚新生活支援補助金の利用件数は９件にとどまっており、制度のさらなる周知と利用促進が課題である。 令和７年度に作成した播磨町PRキャラクターを活用した啓発資材（ビニールバッグ）などを活用し、若い世代に播磨町の魅力や結婚・出産・子育てを応援する取組を効果的に発信することで、制度の利用促進につなげていく。	引き続き結婚して町内で新生活を始める新婚世帯に対し、住居費や引越し費用の補助制度について、町HPや外部媒体を活用した広報を強化し、制度の認知度向上と利用促進を図る。	協働推進課

令和7年度　播磨町子ども・子育て支援事業計画〔評価〕

計画策定から現時点までの取り組みの状況について評価をしてください。
1. 非常に高い(100%以上)　2. 高い(80-99%)　3. 普通(50-79%)
4. 低い(1-49%)　5. 未実施(0%)
6. 評価不能(※理由を「問題点・課題・解決策等」に記入ください。)

資料1

					第３期計画（令和７年３月策定）	令和７年度事業評価			
施策No.	施策No.（枝番あり）	基本目標	基本施策	事業	取組内容	取り組みの総合評価（5段階評価）	取り組みを実施した上での問題点･課題、解決策等	今後の取り組み内容（令和8年度において重点的に取り組む内容）	担当課
1	1-1	基本目標４ こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる	（１）こどもの権利や意見の尊重	「子どもの権利条約」の普及・啓発	●こどもの権利に対する認識を深めるため、「子どもの権利条約」の趣旨の理解促進を図る啓発活動を行い、こどもの権利が保障される地域づくり・意識づくりに取り組みます。 ●「こども条例」を制定し、こどもの権利を保障し、豊かなこども期を過ごすことができるよう、地域づくり・意識づくりに取り組みます。	2	「播磨町いきる・そだつ・まもる　こどもの権利条例」を制定し、こどもの権利について相談できる場所の整備を実施した。 教職員や子どもに関わる職種や高校生以上住民への「こどもの権利」についての周知・啓発が必要である。	教職員、児童福祉施設職員、障害支援施設職員や住民に向けた「こどもの権利」研修会を実施する。また、総合福祉センターにこどもの権利擁護相談員を配置し、「こどもの権利」を保障する環境づくりを行う。	こども課
1	1-2	基本目標４ こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる	（１）こどもの権利や意見の尊重	「子どもの権利条約」の普及・啓発	●こどもの権利に対する認識を深めるため、「子どもの権利条約」の趣旨の理解促進を図る啓発活動を行い、こどもの権利が保障される地域づくり・意識づくりに取り組みます。 ●「こども条例」を制定し、こどもの権利を保障し、豊かなこども期を過ごすことができるよう、地域づくり・意識づくりに取り組みます。	2	町内全小学校４年生、全中学校１年生を対象とした「権利について」曽我智史弁護士による講演会を実施。 「こどもの権利条例」のことをまだ知らない児童生徒もいるため、今後更なる周知が必要。また、困ったり悩んだりしたときに、相談できるこどもの権利が保障される場所があることも合わせて周知していく。	町内全小学校４年生、全中学校１年生を対象とした「権利について」曽我智史弁護士による講演会を実施。 「こどもの権利条例」について、こどもの権利が保障されるようスクリレで全家庭に配信周知し、意識づくりに取り組む。 町内全児童生徒が常に意識できるよう貸与しているタブレットに登録し、悩んだり困ったりしたときに相談できるようする。	地域学校教育課
2	2-1	基本目標４ こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる	（１）こどもの権利や意見の尊重	こども・若者の意見の聴取・反映	●こども・若者が意見を表明する権利について、広く周知・啓発に努めるとともに、施策に関するこども・若者の意見聴取と反映については、全庁的に取り組みます。 ●より多くのこども・若者や子育て当事者の声を聴く方法をはじめ、声をあげにくいこども・若者から意見を聴く手法について検討を進めるとともに、参画しやすくなるよう積極的な情報提供に取り組みます。 ●役場においてトライやる・ウィークの受け入れを行うことで、まちづくりに関する意見交換の場とするとともに、行政に触れ、まちづくりを身近に感じられる場を提供します。 ●小学生議会、中学生議会を実施するにあたり、児童生徒は、議会に向けた授業や教育活動に取り組むことで、社会の仕組みを知る機会となると同時に、全庁的にこどもの意見を取り入れた施策を展開します。	2	こども会議を立ち上げ「播磨町いきる・そだつ・まもる　こどもの権利条例」制定のために、委員による議論を行い、条例の前文にこどもの声を反映させた。今後も、子どもたちが自分の意見を表現できる環境と場の提供が必要である。	子どもたちが播磨町の事業や政策に意見表明ができる場所と環境の提供を行う。 令和８年度は、こども会議で意見表明権について学び、町施策に提言できる機会を設けている。これにより自分たちの意見に大人が耳を傾けることで、自分たちの生活の中で何かが変わるというような認識を持つことが期待される。	こども課
2	2-2	基本目標４ こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる	（１）こどもの権利や意見の尊重	こども・若者の意見の聴取・反映	●こども・若者が意見を表明する権利について、広く周知・啓発に努めるとともに、施策に関するこども・若者の意見聴取と反映については、全庁的に取り組みます。 ●より多くのこども・若者や子育て当事者の声を聴く方法をはじめ、声をあげにくいこども・若者から意見を聴く手法について検討を進めるとともに、参画しやすくなるよう積極的な情報提供に取り組みます。 ●役場においてトライやる・ウィークの受け入れを行うことで、まちづくりに関する意見交換の場とするとともに、行政に触れ、まちづくりを身近に感じられる場を提供します。 ●小学生議会、中学生議会を実施するにあたり、児童生徒は、議会に向けた授業や教育活動に取り組むことで、社会の仕組みを知る機会となると同時に、全庁的にこどもの意見を取り入れた施策を展開します。	2	こども課が中心となり、教育委員会と連携し、町内の児童生徒の選ばれた「こども会議員」が日常生活や学校生活、地域の中で生活するうえで感じていること、夢や希望などについて考えたり、主体的に発表する機会を設けたりするなど、こどもが中心となった活動を企画・立案し、推進している。 小学生議会および中学生議会の実施は、児童生徒が社会の仕組みを学ぶだけでなく、地域社会の一員として主体的・積極的に町政へ参画する意識を養う貴重な機会となっている。今後は、行政と学校が事前の学習段階から緊密に情報共有を図るなど、さらなる連携体制の構築が課題である。 小学生議会・中学生議会を通して、児童生徒が地域や行政への理解を深める機会となっている。今後も、事前学習や探究的な学習の充実を図るとともに、児童生徒の提案を関係部署と共有し、施策への反映に向けた取組を継続して推進する。	こども課が中心となり、教育委員会と連携し、町内の児童生徒の選ばれた「こども会議員」が日常生活や学校生活、地域の中で生活するうえで感じていること、夢や希望などについて考えたり、主体的に発表する機会を設けたりするなど、こどもが中心となった活動を企画・立案し、推進していく。 本事業の教育効果をさらに高め、児童生徒の提案をより深めるため、町と学校が情報共有を図り、さらなる連携体制の構築を目指す。 小学生議会・中学生議会を継続して実施するとともに、事前・事後学習を充実させ、児童生徒が地域課題や社会の仕組みについて主体的に学ぶ機会を充実する。また、児童生徒の意見を全庁的に共有し、施策へ反映する取組を推進する。	地域学校教育課
2	2-3	基本目標４ こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる	（１）こどもの権利や意見の尊重	こども・若者の意見の聴取・反映	●こども・若者が意見を表明する権利について、広く周知・啓発に努めるとともに、施策に関するこども・若者の意見聴取と反映については、全庁的に取り組みます。 ●より多くのこども・若者や子育て当事者の声を聴く方法をはじめ、声をあげにくいこども・若者から意見を聴く手法について検討を進めるとともに、参画しやすくなるよう積極的な情報提供に取り組みます。 ●役場においてトライやる・ウィークの受け入れを行うことで、まちづくりに関する意見交換の場とするとともに、行政に触れ、まちづくりを身近に感じられる場を提供します。 ●小学生議会、中学生議会を実施するにあたり、児童生徒は、議会に向けた授業や教育活動に取り組むことで、社会の仕組みを知る機会となると同時に、全庁的にこどもの意見を取り入れた施策を展開します。	2	トライやる・ウィークは例年、秋期の実施となり、各課に受入れを依頼するに当たり、特定の部課に負担が集中しないよう配分を行うことが課題であり、各課の理解・協力が必須である。	まちづくりに対する中学生の意見交換の機会及び行政に関する体験の場として、こども議会やトライやる・ウィークの受け入れ等を通して、今後も子どもたちのまちづくりへの思いが表現でき、また行政にふれあうことでまちづくりを身近に感じることができる場を提供していく。	総務課

令和7年度　播磨町子ども・子育て支援事業計画〔評価〕

計画策定から現時点までの取り組みの状況について評価をしてください。
1. 非常に高い(100%以上)　2. 高い(80-99%)　3. 普通(50-79%)
4. 低い(1-49%)　5. 未実施(0%)
6. 評価不能(※理由を「問題点・課題・解決策等」に記入ください。)

資料1

					第３期計画（令和７年３月策定）	令和７年度事業評価			
施策No.	施策No.（枝番あり）	基本目標	基本施策	事業	取組内容	取り組みの総合評価（5段階評価）	取り組みを実施した上での問題点･課題、解決策等	今後の取り組み内容（令和8年度において重点的に取り組む内容）	担当課
3	3	基本目標４ こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる	（１）こどもの権利や意見の尊重	こども参画型事業の推進	●まちづくりや環境問題、防災、青少年健全育成活動などの広報・啓発活動に、こどもの参画を広く募り、こどもの視点を活かしたまちづくりに取り組みます。 ●児童生徒が日常生活や学校生活の中で感じていること、夢や希望などについて考えたり、主体的に発表する機会を設けたりするなど、こどもが中心となった活動を企画・立案し、推進します。	2	こども課が中心となり、教育委員会と連携し、町内の児童生徒の選ばれた「こども会議員」が日常生活や学校生活、地域の中で生活するうえで感じていること、夢や希望などについて考えたり、主体的に発表する機会を設けたりするなど、こどもが中心となった活動を企画・立案し、推進している。 こどもたちが困ったり悩んだりしたときに相談できる場所があることをまだ知らない児童生徒がいるので、積極的にこども、保護者へ周知していきたい。	こども課が中心となり、教育委員会と連携し、町内の児童生徒の選ばれた「こども会議員」が日常生活や学校生活、地域の中で生活するうえで感じていること、夢や希望などについて考えたり、主体的に発表する機会を設けたりするなど、こどもが中心となった活動を企画・立案し、推進していく。 こどもたちが困ったり悩んだりしたときに相談できる場所があることをまだ知らない児童生徒がいるので、積極的にこども、保護者へ周知していく。	地域学校教育課
1	1	基本目標４ こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる	（２）多様な居場所・活動・体験の充実	身近な遊び場等の整備	●地域のこどもたちが気軽に遊び、自然と親しみ、地域住民とふれあえる場として町内各地区に設置されている公園や広場の活用を促進するとともに、古宮大池東広場の公園整備を行います。老朽化した遊具等の公園施設を順次更新するなど、こどもが安全にのびのび遊べる環境づくりに取り組みます。	4	経年化した公園が多く、修繕箇所の増工や安全基準の見直しが増えている。播磨町公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の維持・修繕・更新を進める。	老朽化した遊具等の公園施設を順次に更新していく。 施工に併せて安全基準に沿った配置等の見直しを行う。 設置スペースの確保や財源などを考慮しながら、インクルーシブデザイン遊具の検討も行う。	土木課
2	2	基本目標４ こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる	（２）多様な居場所・活動・体験の充実	こどもの居場所づくり	●家庭と学校以外のこどもたちが安心して過ごせる居場所として、友達と遊んだり学習をしたりして過ごせる場所を官民連携のもと創出します。 ●こどもの居場所づくり、子育て支援活動を行う、団体が安定して運営を継続できるよう支援に努めます。また、新たな団体の発掘に努め、新規の居場所の開設への支援を行います。	4	播磨町社会福祉協議会に委託をして「居場所コーディネーター」を配置し、子どもに限らず交流できる地域の居場所の開拓や情報提供を行った。多様なニーズに応えるための居場所の開拓、立ち上げ支援が必要である。	新たな居場所の立ち上げ支援や現存の居場所への支援を実施する。 また、補助金の活用については、実際に運用する中でより使いやすい補助金となるよう、意見を取り入れていく。	こども課
3	3-1	基本目標４ こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる	（２）多様な居場所・活動・体験の充実	異年齢がふれあい・交流できる拠点の充実	●地域の各福祉施設等をこどもの遊び場や地域住民とこどもとの交流の場、子育てサークルの活動の場など子育て支援の拠点として柔軟かつ有効に活用するとともに、子育て支援の拠点を保健事業の場に利用するなど他分野との共同事業を拡大します。 ●子育て支援センターにおいて、小学生の利用促進に向け、利用日・利用時間の拡充や小学生対象の講座の充実に努めます。 ●小学校低学年では、生活科の授業での地域の方々からの昔遊び等の伝承や、小学校クラブ活動でのゲストティーチャーとしての交流等を通じて、地域との関わりを促進します。 ●児童館での長期休暇中の中学生・高校生との交流会の実施を検討します。	2	南部子育て支援センターは児童館としての機能もあるため、小学生が利用できる時間や、長期休み中のイベント実施した。また夏休み期間中、行事がない日は午前中の小学生の利用を可能とした。 夏休み期間中の平日に、町民を対象としたラジオ体操を実施し、子どもから高齢者まで集い多世代交流ができた。七夕やクリスマスコンサートは、全住民を対象とし、地域交流を行った。 小学生対象のイベント等において、中高生の個人ボランティアの参加が継続している。 児童館として学生の放課後の居場所になるように開館時間の延長も必要と考えるが、人材確保等の問題により実現できていない。	引き続き、小学生も利用できる時間を確保し、参加できるイベントも増やしていくことで多世代交流・地域交流を実施していく。 また、子育て支援センターの今後の在り方について、協議を行っていく。	こども課
3	3-2	基本目標４ こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる	（２）多様な居場所・活動・体験の充実	異年齢がふれあい・交流できる拠点の充実	●地域の各福祉施設等をこどもの遊び場や地域住民とこどもとの交流の場、子育てサークルの活動の場など子育て支援の拠点として柔軟かつ有効に活用するとともに、子育て支援の拠点を保健事業の場に利用するなど他分野との共同事業を拡大します。 ●子育て支援センターにおいて、小学生の利用促進に向け、利用日・利用時間の拡充や小学生対象の講座の充実に努めます。 ●小学校低学年では、生活科の授業での地域の方々からの昔遊び等の伝承や、小学校クラブ活動でのゲストティーチャーとしての交流等を通じて、地域との関わりを促進します。 ●児童館での長期休暇中の中学生・高校生との交流会の実施を検討します。	3	小学校低学年では、生活科の授業での地域の方々からの昔遊び等の伝承や、小学校クラブ活動でのゲストティーチャーとしての交流等を通じて、地域との関わりを促進した。事前打ち合わせ等も含め、単発で行うのではなく、持続可能な方法で、年間計画を立て進めていくことが必要。 各学校やコミセン等での長期休暇中の中学生・高校生との交流会を実施した。播磨南高等学校の生徒が企画したイベントを町内小中学校の児童生徒が参加することで、高校生が自分たちの視点や学びを活かし、高いにとって地域の魅力を再発見できるよい機会となっている。	小学校低学年では、生活科の授業での地域の方々からの昔遊び等の伝承や、小学校クラブ活動でのゲストティーチャーとしての交流等を通じて、地域との関わりを促進します。 コミセン等での長期休暇中の小学生・中学生・高校生との交流会の実施を播磨南高等学校と連携し推進していく。	地域学校教育課
4	4-1	基本目標４ こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる	（２）多様な居場所・活動・体験の充実	地域スポーツ・文化活動の推進	●総合型地域スポーツクラブ（スポーツクラブ２１はりま）、中央公民館やコミセンなどと連携し、公共施設や学校教育施設を中心に様々な教室、イベントを実施し、あらゆるこどもがスポーツ・文化活動に取り組める環境を整備します。 ●中学校部活動地域移行（地域展開）においては、生涯学習社会の実現に向けて、関係団体と連携し、本町のスポーツ・文化・芸術環境のさらなる充実を図ります。また、関係団体における系統的指導体制を確立することで、中学生にとって持続可能で適切なクラブライフを享受できる環境を整備します。	2	スポーツクラブ２１はりまにおいて、多種多様な事業が実施されており、あらゆる年代の子どもがスポーツに取り組めている。 中学校部活動地域展開によって既存部活動になかった活動ができるようになり、スポーツ・文化芸術活動の環境整備が図られているが、平日や複数人の指導者確保など各クラブにおいて持続可能な組織体制の構築が課題である。	中学校部活動地域展開を持続可能な取組みにするため、運営団体であるスポーツクラブ２１はりまの組織強化を図るとともに、実施主体である各地域クラブの組織体制を構築するため、地域クラブ認定制度を推進する。	協働推進課

令和7年度　播磨町子ども・子育て支援事業計画〔評価〕

計画策定から現時点までの取り組みの状況について評価をしてください。
1. 非常に高い(100%以上)　2. 高い(80-99%)　3. 普通(50-79%)
4. 低い(1-49%)　5. 未実施(0%)
6. 評価不能(※理由を「問題点・課題・解決策等」に記入ください。)

資料1

					第３期計画（令和７年３月策定）	令和７年度事業評価			
施策No.	施策No.（枝番あり）	基本目標	基本施策	事業	取組内容	取り組みの総合評価（5段階評価）	取り組みを実施した上での問題点・課題、解決策等	今後の取り組み内容（令和8年度において重点的に取り組む内容）	担当課
4	4-2	基本目標４ こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる	（２）多様な居場所・活動・体験の充実	地域スポーツ・文化活動の推進	●総合型地域スポーツクラブ（スポーツクラブ２１はりま）、中央公民館やコミセンなどと連携し、公共施設や学校教育施設を中心に様々な教室、イベントを実施し、あらゆるこどもがスポーツ・文化活動に取り組める環境を整備します。 ●中学校部活動地域移行（地域展開）においては、生涯学習社会の実現に向けて、関係団体と連携し、本町のスポーツ・文化・芸術環境のさらなる充実を図ります。また、関係団体における系統的指導体制を確立することで、中学生にとって持続可能で適切なクラブライフを享受できる環境を整備します。	2	部活動地域展開事業を推進する中、土日の地域移行はすでに完了している（令和６年度）。７年度においては、元々学校部活動であった陸上とソフトボールが平日も含め完全地域展開できた。これから地域展開を推進する中で、指導者の質と量の確保が急務である。	体制の整った部活動から順次地域クラブ化し、遅くとも令和１０年度末までにすべての部活動を平日・休日ともに完全地域展開していく。	地域学校教育課
5	5	基本目標４ こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる	（２）多様な居場所・活動・体験の充実	子ども会活動等の充実	●子ども会会員数が減少していることから、支援の方法や組織のあり方について検討します。	1	町内全域で地区の子ども会が衰退し、子ども会がなくなる地区が増加傾向にある。 野添コミュニティセンター区では、「子ども部」を設置し、様々な取り組み実施予定であり、他のコミュニティセンター区へも拡大していきたいと考えている。将来的に地区の子ども会がなくなった場合でも、地域全体で子どもを支える「子ども部」がその役割を引き継ぎ、活動を継続していくことを理想としている。	令和8年度の重点的な取り組みとして、野添コミュニティセンター区において「子ども部」を新たに設置し、地域全体で子どもを支える仕組みづくりを進める。	協働推進課
1	1	基本目標４ こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる	（３）こどもの安全の確保	こどもや子育てにやさしいまちづくり	●こども連れの親が、安全かつ安心して外出できるよう、関係機関の連携のもと、既存の公共施設や道路、公園の段差解消などバリアフリー化を進めます。 ●新たに整備する施設等については、ユニバーサルデザインの視点に立ち、こどもを含めたすべての住民が利用しやすいよう、移動円滑化整備ガイドラインに基づき整備を推進します。	4	ユニバーサルデザインの視点に立って道路整備計画を進める際には、歩道幅員を確保するために用地買収が必要となる箇所が生じる可能性がある。そのため、計画の初期段階から十分に検討したうえで事業を進める必要がある。	子ども連れでも安全かつ安心して外出できるよう、関係機関の連携のもと、既存の公共施設や道路の段差解消などバリアフリー化を引き続き促進します。	土木課
2	2	基本目標４ こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる	（３）こどもの安全の確保	街灯補助事業	●自治会が防犯の目的で、既設街灯をＬＥＤ街灯に取り換える場合やＬＥＤ街灯を新設する場合において工事費の補助を行うとともに、自治会が設置する街灯の電気代に対しても補助を行い、地域における犯罪の未然防止に取り組みます。	2	自治会によってLED化率に差があるが、財務状況もそれぞれ異なるため、一定期間を定めて実施することは出来ない。	LED街灯の設置から10年程度経過する箇所も多く、今後LEDからLEDへの更新が増加することが予想される。自治会がLED街灯に新しく取り換える場合及び更新する場合においても工事費の補助を行い、また街灯の電気代においても引き続き補助を行うことで、地域における犯罪の未然防止に取り組む。	危機管理課
3	3	基本目標４ こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる	（３）こどもの安全の確保	防犯対策事業の推進	●こどもを犯罪被害から守るため、防犯の視点から公共施設等の整備を進めるとともに、住民が組織する防犯活動団体への補助を通して、コミュニティ組織による地域安全活動の充実や防犯活動を促進します。 ●防犯協会や防犯連絡所が、地域安全活動の拠点として、地域でのパトロールや啓発活動を行うための後方支援を行います。 ●「播磨町みまもりパトロール」として青色パトロールカーで、下校時の通学路などを巡回し、犯罪・事故の未然防止を図ります。 ●町内全域に通学路を中心に見守りカメラを２５０台設置のうえ、こどもたちの安全・安心を守ります。 ●見守りカメラにBLEタグの検知器も搭載し、タグを持ったこどもたちの場所を検知できる仕組みづくりを推進します。	2	見守り運動等を実施する地域団体等への補助金制度周知	自治会長会等で補助制度の周知等啓発に努めて見守り運動等を実施する地域団体等への補助金の交付をするとともに、防犯協会・警察等と連携し地域見守り運動を支援する。また、青色パトロールカーにおいても学校との更なる連携も図ったうえで継続し、見守りカメラを適切に運用していく。	危機管理課
4	4	基本目標４ こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる	（３）こどもの安全の確保	地域安全事業の推進	●各小学校区に設置されている「こどもを守る１１０番の家」の取り組みを充実し、新たに設置していただける方の募集を適宜行います。 ●学校・地域・警察との連携を図り、特に不審者情報については学校と警察間で迅速な情報の共有ができる体制を構築することで、見守りの強化を図り、安全な地域コミュニティづくりを推進します。 ●メールにより不審者情報を提供するなど、地域での情報共有と防犯への取り組みを強化します。 ●播磨町商工会と連携して、「こどもを守る店」を設置いただける店舗の募集を適宜行います。こどもたちの見守りや、安全・安心な生活の取り組みを推進します。	2	『こどもを守る１１０番の家』については、高齢により辞退される家もあるが、自治会長の呼びかけもあり、新規に登録される家も増えてきている。 夜間に子どもたちを不審者から守るため、『こどもを守る店』を設定し、夜間に営業する店舗に協力依頼をし、こども達の安全確保をより高める取り組みも行っている。	『こどもを守る１１０番の家』については、毎年新規に登録していただける方を増やせるよう自治会長を通して啓発・勧誘を行っている。 夜間に子どもを不審者から守るための『こどもを守る店』については、より多くの方に周知し、多くの店舗に協力してもらえるよう啓発について工夫していく必要はある。 地域での見守り活動を実施いただいている多くの各種ボランティアの方々をはじめ、地域・学校・警察との連携を図り、引き続き安全な地域コミュニティづくりに努める。	地域学校教育課
5	5-1	基本目標４ こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる	（３）こどもの安全の確保	こども自身の防犯意識の向上	●警察と連携し、防犯教室の実施、学習等による防犯指導や防犯訓練を行うとともに、小学生を対象に防犯用品（下敷き等）の配布を行い、こども自身の防犯に対する意識の向上に取り組みます。	2	子ども自身の防犯意識の向上については、トラブルが多様化していることから警察や学校園と連携しながら、様々な角度から対応する必要がある。	警察と連携しながら、現状に即した内容を取り入れながら、各学校園で可能な限り継続実施する。 また教職員に対して、不審者対応訓練を行うことで、子どもたちの防犯意識の向上にもつなげていく。	危機管理課

令和7年度　播磨町子ども・子育て支援事業計画〔評価〕

計画策定から現時点までの取り組みの状況について評価をしてください。
1. 非常に高い(100%以上)　2. 高い(80-99%)　3. 普通(50-79%)
4. 低い(1-49%)　5. 未実施(0%)
6. 評価不能(※理由を「問題点・課題・解決策等」に記入ください。)

資料1

		第３期計画（令和７年３月策定）				令和７年度事業評価			
施策No.	施策No.（枝番あり）	基本目標	基本施策	事業	取組内容	取り組みの総合評価（5段階評価）	取り組みを実施した上での問題点･課題、解決策等	**今後の取り組み内容（令和8年度において重点的に取り組む内容）**	担当課
5	5-2	基本目標４ こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる	（３）こどもの安全の確保	こども自身の防犯意識の向上	●警察と連携し、防犯教室の実施、学習等による防犯指導や防犯訓練を行うとともに、小学生を対象に防犯用品（下敷き等）の配布を行い、こども自身の防犯に対する意識の向上に取り組みます。	2	学校においては、防犯教室を開催したり、避難訓練を行うことで、子ども達の防犯意識や防災意識の向上を図っている。 警察や危機管理課と連携し、自転車安全教室などを通して、子ども達に交通安全などの意識を高めさせるとともに交通ルールを順守する意識を高めさせる。	警察と連携しながら、現状に即した内容を取り入れながら、各学校園で可能な限り継続実施する。 警察、危機管理課と連携し、教職員に対して、不審者対応訓練を行うことで、子どもたちの防犯意識の向上にもつなげていく。	地域学校教育課
6	6	基本目標４ こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる	（３）こどもの安全の確保	学校・園の安全確保を図る取り組みの推進	●最近の学校・園での犯罪発生を踏まえ、マニュアルに沿った防犯訓練や専門家による実地研修の実施、不審者情報の共有や注意喚起を行い、学校・園での安全確保に努めます。 ●学校における不審者侵入対応等、児童生徒の安全を第一とした防犯教育の計画実施を推進し、多様化する問題に対応できる内容の見直しを進めます。 ●小学１年生の安全・安心な登下校のために、町内全小学１年生を対象に見守りタグの利用料を助成します。また、各小学校靴箱付近に見守りカメラ検知器を設置します。	3	小学校1校を中心とした不審者対応訓練の実施により、児童の安全確保と防犯対策の強化に努めている。今後の課題としては、訓練を通じて明確になった課題を各小中学校間で共有し、有事の際の実効的なマニュアルの検証・見直しを行うことが挙げられる。 今後も、入学説明会や学校からの案内などを通じて制度の周知を図るとともに、年間を通して継続的に情報発信を行い、利用促進と見守り体制の充実を推進する。	訓練を通じての課題を各小中学校間で共有し、有事の際の実効的なマニュアルの検証・見直しを行い令和９年度へつなげる。 小学１年生を対象とした見守りタグの利用料助成や見守りカメラ検知器の運用を継続するとともに、入学説明会やスクリレ等を活用し、年間を通じて継続的な周知・啓発を行う。また、学校・家庭・地域が連携した見守り体制の充実を図り、児童が安全・安心に登下校できる環境づくりを推進する。 令和８年度から学校現場において使用できる携帯電話（スマートフォン）を導入したことで、学校内での防犯対策の強化が図られており、今後も携帯電話の有効活用に努めたい。	地域学校教育課
7	7	基本目標４ こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる	（３）こどもの安全の確保	交通安全教育・啓発事業の推進	●こどもが正しい交通ルールを学び、交通事故の防止につながるよう啓発活動に取り組むとともに、幼稚園・保育所・小学校・中学校において、警察の協力のもと、講話やビデオ、実技指導などによる交通安全教室を実施します。	3	子どもたちの交通手段が変化してきているため、現状にあった教室を警察、学校園と連携しながら進める必要がある。	子どもたちの状況に応じた対応をしながら、各学校園で可能な限り継続実施する。 令和６年度から中学校で自転車教室を行っているが、地域クラブの活性化が進む中、自転車で移動する中学生が増えていることもあるので引き続き実施していく。	危機管理課
8	8-1	基本目標４ こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる	（３）こどもの安全の確保	通園・通学路の安全確保の推進	●自転車乗用中の幼児・児童のヘルメットの着用に向けた啓発活動を行います。 ●通園・通学路の安全点検を実施するとともに、通学路安全推進会議を定期的に開催し、こどもの安全に配慮した道路改修や防犯灯設備の充実など、危険箇所の改善に努めます。 ●学校安全ボランティアやＰＴＡ等と連携して、こどもたちの通園・通学の安全確保に取り組みます。	1	通学路交通安全プログラムにより関係機関等との連携は強化されている。危険個所については、会議や合同点検により対策を検討し、改善を図るようにしている。 交通安全が移動指導員を配置し、登下校時の児童の安全確保を図っている。	引き続き関係機関と協力し、通学路の安全確保に努めていく。 中学生の登下校時での自転車利用に向けて取り組んでいるため、中学生の自転車利用に関するマナー・モラルアップについても併せて検討していく。	教育総務課
8	8-2	基本目標４ こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる	（３）こどもの安全の確保	通園・通学路の安全確保の推進	●自転車乗用中の幼児・児童のヘルメットの着用に向けた啓発活動を行います。 ●通園・通学路の安全点検を実施するとともに、通学路安全推進会議を定期的に開催し、こどもの安全に配慮した道路改修や防犯灯設備の充実など、危険箇所の改善に努めます。 ●学校安全ボランティアやＰＴＡ等と連携して、こどもたちの通園・通学の安全確保に取り組みます。	3	県下の交通規制に関するハード的な要望が多いが、公安委員会としては、ハードに重点を置かない方向に考え方を切り替えており、規制機器等設置も難しい。	引き続き、通学路安全推進会議に出席し、警察始め、関係機関と協議し安全確保策の実施に努める。 町内に通学路を中心に２５１台の見守りカメラを設置しており、みまもりパトロールと併せて、子どもたちの安全確保を推進する。 地域での見守り活動を実施いただいているボランティアの方々に対して、法改正や交通安全に関する情報提供を行う機会があれば適宜連携していく。	危機管理課
8	8-3	基本目標４ こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる	（３）こどもの安全の確保	通園・通学路の安全確保の推進	●自転車乗用中の幼児・児童のヘルメットの着用に向けた啓発活動を行います。 ●通園・通学路の安全点検を実施するとともに、通学路安全推進会議を定期的に開催し、こどもの安全に配慮した道路改修や防犯灯設備の充実など、危険箇所の改善に努めます。 ●学校安全ボランティアやＰＴＡ等と連携して、こどもたちの通園・通学の安全確保に取り組みます。	3	通学路安全対策会議により抽出された危険箇所の改善対策を実施することで通学路の安全向上に務める。	引き続き通園・通学路の安全確保に努めていく。 また、通学路安全推進会議に出席し、関係団体との連携を図りつつ、ハード面での安全対策を推進していく。	土木課
9	9	基本目標４ こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる	（３）こどもの安全の確保	安全・安心なインターネット利用の推進	●青少年がＳＮＳ等のインターネットを安全・安心に利用できるよう、地域や家庭への啓発を推進するため、小中学校で児童生徒と保護者向けに講演会を定期的に実施します。	3	家庭との連携不足により、学校で学んだ内容が家庭の端末利用に反映されず、統一したルールづくりが難しい。教職員研修も十分でなく、SNS文化や最新のネットトラブルへの理解が追いつかない部分もある。そのため、専門家による各学校での研修会を定期的に実施したり、児童生徒向けや保護者向けにも定期的にルールや使い方等の啓発が必要。	学校における情報モラル教育は、単にトラブルを防ぐだけでなく、情報社会で的確に判断し、責任ある行動ができる児童生徒を育成することを目的としています。そのためには、「ルールを守る力」「危険を予測・回避する力」「他者を尊重する態度」「情報を適切に活用する力」をバランスよく育成する。 学校だけでなく、家庭と連携しながら保護者向けにも定期的にSNSやインターネットを安全安心に利用できるよう啓発していく。	地域学校教育課

令和7年度　播磨町子ども・子育て支援事業計画〔評価〕

計画策定から現時点までの取り組みの状況について評価をしてください。
1. 非常に高い(100%以上)　2. 高い(80-99%)　3. 普通(50-79%)
4. 低い(1-49%)　5. 未実施(0%)
6. 評価不能(※理由を「問題点・課題・解決策等」に記入ください。)

資料1

					第３期計画（令和７年３月策定）	令和７年度事業評価			
施策No.	施策No.（枝番あり）	基本目標	基本施策	事業	取組内容	取り組みの総合評価（5段階評価）	取り組みを実施した上での問題点･課題、解決策等	今後の取り組み内容（令和8年度において重点的に取り組む内容）	担当課
10	10	基本目標４ こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる	（３）こどもの安全の確保	「大人が変われば、子どもも変わる運動」の推進	●大人自身が姿勢を正し、モラルの向上に努めながら、地域の教育力を高める取り組みを推進するため、地域で活動する少年補導委員や地域教育推進委員を中心に幅広い啓発活動に取り組みます。 ●少年補導委員については、年２０回町内補導を行い、コンビニ等へ青少年愛護条例の内容を伝え、成人雑誌の陳列などの確認や指導を行うなど、環境浄化活動の一層の充実を図り、地域や家庭への啓発運動に取り組みます。	3	少年補導員の人数確保 巡回場所の精選	少年補導委員や地域教育推進委員を中心とした街頭補導や環境浄化活動を継続するとともに、巡回場所や活動内容の精選・充実を図る。また、青少年愛護条例の内容を踏まえ、コンビニエンスストアなど関係事業者と連携した環境浄化活動の一層の充実を図るとともに、地域や家庭への啓発運動に取り組み、地域全体で青少年を見守り育てる環境づくりを推進する。	地域学校教育課
11	11	基本目標４ こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる	（３）こどもの安全の確保	社会環境の点検活動の推進	●県民局の活動推進員と連携し、青少年を取り巻く有害環境の実態把握に努め、青少年育成推進委員会で対策を検討します。	2	県民局の活動推進委員と連携し、青少年を取り巻く有害環境の実体把握をするとともに、青少年の問題行動の現状を把握し、各種関係機関と情報を共有する。また、少年補導委員会と連携し地域の見守りや巡回活動も継続して実施していく。	同様の目的を持つ会議が増えていることから、青少年育成推進委員会を青少年問題協議会等へ統合する。今後は、青少年の問題行動等の実態把握に努めるとともに、関係機関相互で情報共有を図り、長期休業中のパトロール等、住民等と連携した対応を推進する。	協働推進課
12	12	基本目標４ こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる	（３）こどもの安全の確保	青少年対策事業の推進	●住民が大勢集まる場で、啓発グッズを配布したり、暴走族追放・少年非行防止の街頭啓発活動により、青少年健全育成に対する理解の促進を図るとともに、少年非行における問題点を整理し、他市町との連携のもと、健全育成にふさわしい環境づくりに取り組みます。	3	住民が集まるイベント等において街頭啓発活動や啓発グッズの配布を実施し、青少年健全育成に対する意識啓発に努めてきた。一方で、啓発活動は限られた機会での実施となるため、より多くの住民に継続的に関心を持ってもらうための工夫が必要である。 青少年を取り巻く環境の変化に対応するため、関係機関との情報共有や連携を継続していくことが重要である。	住民が多く集まるイベント等において、街頭啓発活動や啓発グッズの配布を継続し、青少年健全育成に対する理解の促進を図る。 関係機関や近隣市町との情報共有や連携を進め、地域の実情に応じた啓発活動に取り組むとともに、青少年が安心して健やかに成長できる環境づくりを推進する。	協働推進課
13	13-1	基本目標４ こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる	（３）こどもの安全の確保	地域住民との連携による青少年健全育成活動の推進	●各学区組織との連携による地域住民の防犯パトロールや見守り活動、あいさつ運動や声掛け、街頭啓発、補導活動や青少年問題協議会の開催など、地域全体で青少年を見守り育成する環境づくりを促進します。 ●自治会等へ補助制度の啓発を進めるとともに、見守り活動等を実施する地域団体等への補助金を交付します。	3	各学区組織や地域団体と連携し、声かけ運動や街頭啓発、防犯パトロールなどを実施することで、地域全体で子どもを見守る意識の醸成を図ってきた。 青少年問題協議会において青少年を取り巻く現状や課題を共有し、関係機関との連携強化に努めてきた。一方で、活動の担い手の確保や補助制度のさらなる周知が課題であり、地域の実情に応じた支援や情報発信の充実が必要である。	各学区組織や地域団体と連携し、声かけ運動や街頭啓発、防犯パトロール、などを通じて、地域ぐるみの見守り活動を推進する。 青少年問題協議会において青少年を取り巻く現状や課題について情報共有を行い、地域や関係機関との協力体制の充実を図るとともに、自治会等への補助制度の周知や見守り活動を実施する地域団体への支援を継続する。	協働推進課
13	13-2	基本目標４ こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる	（３）こどもの安全の確保	地域住民との連携による青少年健全育成活動の推進	●各学区組織との連携による地域住民の防犯パトロールや見守り活動、あいさつ運動や声掛け、街頭啓発、補導活動や青少年問題協議会の開催など、地域全体で青少年を見守り育成する環境づくりを促進します。 ●自治会等へ補助制度の啓発を進めるとともに、見守り活動等を実施する地域団体等への補助金を交付します。	2	見守り運動等を実施する地域団体等への補助金制度周知が必要である。	自治会長会等で補助制度の周知を行い、啓発に努めて見守り運動等を実施する地域団体等への補助金を交付するとともに、防犯協会等と連携した該当啓発を行う等、地域見守り運動を支援する。	危機管理課
13	13-3	基本目標４ こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる	（３）こどもの安全の確保	地域住民との連携による青少年健全育成活動の推進	●各学区組織との連携による地域住民の防犯パトロールや見守り活動、あいさつ運動や声掛け、街頭啓発、補導活動や青少年問題協議会の開催など、地域全体で青少年を見守り育成する環境づくりを促進します。 ●自治会等へ補助制度の啓発を進めるとともに、見守り活動等を実施する地域団体等への補助金を交付します。	2	播磨町青少年推進委員会を年２回実施し、町内幼こ小中高をはじめ関係諸機関との連携を図りながら、青少年の健全な育成のために活動した。	年２回開催の「播磨町青少年推進委員会」では、各団体の代表が出席しており、地域全体で子ども達の健全育成についての意見交換を活発にし、各種団体間の横の連携をより密にしていく。	地域学校教育課

令和7年度　播磨町子ども・子育て支援事業計画〔評価〕

計画策定から現時点までの取り組みの状況について評価をしてください。
1. 非常に高い(100%以上)　2. 高い(80-99%)　3. 普通(50-79%)
4. 低い(1-49%)　5. 未実施(0%)
6. 評価不能(※理由を「問題点・課題・解決策等」に記入ください。)

資料1

					第３期計画（令和７年３月策定）	令和７年度事業評価			
施策No.	施策No.（枝番あり）	基本目標	基本施策	事業	取組内容	取り組みの総合評価（5段階評価）	取り組みを実施した上での問題点･課題、解決策等	今後の取り組み内容（令和8年度において重点的に取り組む内容）	担当課
1	1	基本目標５　支援を必要とするこども・若者や家庭を支える	（１）児童虐待防止対策と社会的養護の推進	児童虐待防止ネットワークの推進	●要保護児童対策地域協議会において、関係機関が連携し、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、さらには被虐待児童の適切な保護に至るまでの総合的、組織的な対応を行えるよう体制を整備します。 ●教育委員会と定期的に情報交換を行います。また、地域住民やNPO等地域に根ざした組織・団体にも啓発を行い、児童虐待予防のためのきめ細やかな取り組みを強化し、地域におけるネットワークづくりを進めるとともに、セーフティネットの構築に取り組みます。 ●要保護児童対策地域協議会代表者会議（年１回）、実務者会議（年６回）、ケース会議（適宜）を開催します。 ●児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、こども家庭センターを設置し、包括的な支援を行います	2	要保護児童対策地域協議会実務者会議（奇数月）、ケース会議（適宜）を開催し、児童虐待の対応を行った。 対応ケースが増加（特に養護相談が増加）しており、専任の家庭児童相談員２名体制で対応を行っているが、課題の洗い出しや目標設定、進捗管理が十分に行えていない。相談員の増員も含めた体制の構築が必要である。 こども家庭センターを設置し、母子保健部門と児童福祉部門との更なる連携が必要。	令和８年４月より新たに設置したこども家庭センターとして、母子保健部門、児童福祉部門と連携を行い、日々の情報共有や必要に応じてケース会議を実施する。 また、サポートプランを活用し課題の洗い出しや保護者等との共有を行うとともに、定期的にケースの見直しを行うなかで優先的に取り組むケースを精査し、早期対応に努める。	こども課
2	2-1	基本目標５　支援を必要とするこども・若者や家庭を支える	（１）児童虐待防止対策と社会的養護の推進	虐待の早期発見・早期対応に向けた予防啓発の推進	●「189（いちはやく）」の周知、ＳＮＳの活用を図るなど、虐待を発見した場合の通報体制を地域住民・保護者に周知し、虐待の早期発見・早期対応につなげます。 ●児童虐待予防の視点を持ちながら、虐待が疑われる事案や虐待と認識される事案について、学校・園、障害福祉サービス事業所等と連携し、虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、研修等を通じて情報提供について呼びかけるなど、教職員等への意識付けを行います。 ●新生児訪問時や乳児健診等で、揺さぶられ症候群について、また幼児が泣き止まないときの対応等具体的な方法について指導するとともに、子育て世代包括支援事業体制を充実させます。 ●地域学校教育課内のこども支援センターやスクールソーシャルワーカーと庁内での情報交換を定期的に実施するとともに、家庭支援について検討を図ります。	3	乳幼児健診でリーフレットによる虐待防止対策や啓発を行った。 家庭児童相談員が乳幼児健診で、要保護児童や育児に悩みのある保護者の相談支援を行った。 対応ケースが増加（特に養護相談が増加）しており、専任の家庭児童相談員２名体制で対応を行っているが、課題の洗い出しや目標設定、進捗管理が十分に行えていない。相談員の増員も含めた体制の構築が必要である。	引き続き、乳幼児健診等での啓発を実施する。また、より適切なケース管理を行うことでケースが重症化しないよう定期的な振り返りを行う。	こども課
2	2-2	基本目標５　支援を必要とするこども・若者や家庭を支える	（１）児童虐待防止対策と社会的養護の推進	虐待の早期発見・早期対応に向けた予防啓発の推進	●「189（いちはやく）」の周知、ＳＮＳの活用を図るなど、虐待を発見した場合の通報体制を地域住民・保護者に周知し、虐待の早期発見・早期対応につなげます。 ●児童虐待予防の視点を持ちながら、虐待が疑われる事案や虐待と認識される事案について、学校・園、障害福祉サービス事業所等と連携し、虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、研修等を通じて情報提供について呼びかけるなど、教職員等への意識付けを行います。 ●新生児訪問時や乳児健診等で、揺さぶられ症候群について、また幼児が泣き止まないときの対応等具体的な方法について指導するとともに、子育て世代包括支援事業体制を充実させます。 ●地域学校教育課内のこども支援センターやスクールソーシャルワーカーと庁内での情報交換を定期的に実施するとともに、家庭支援について検討を図ります。	3	引き続き、支援が必要な家庭については、関係機関によるケース会議を開催し、支援方針について協議を行い、適切な支援につなげていく。	児童虐待予防の視点を持ちながら、虐待が疑われる事案や虐待と認識される事案について、学校において虐待の早期発見・早期対応するための教職員への研修を実施する。 地域学校教育課内のこども支援センターやスクールソーシャルワーカーと庁内での情報交換を定期的に実施するとともに、家庭支援について検討を図る。	地域学校教育課
3	3	基本目標５　支援を必要とするこども・若者や家庭を支える	（１）児童虐待防止対策と社会的養護の推進	子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援	●地域・学校・保健・福祉・医療等の関係機関が連携を図り、子育て世帯訪問支援事業や養育支援訪問事業等の家庭支援事業によって、妊娠中からのハイリスク家庭の発見と支援を推進します。 ●親子関係形成支援事業（ペアレントトレーニング）などを活用し、虐待の予防に努めます。 ●支援が必要な家庭について関係機関によるケース会議を開催し、各種事業の活用につなげ支援を行います。	3	母子健康手帳交付時、妊婦訪問時、新生児訪問時には、保健師・助産師による面談や訪問を行い、必要な家庭に、ヘルパーや専門職の派遣を行った。 令和7年度はペアレントトレーニングの実施はできていないが、令和8年2月に開設した「播磨町児童発達支援センター」に、令和8年度からの実施を依頼した。支援が必要な家庭については、関係機関によるケース会議を開催し、支援方針について協議を行い、適切な支援につなげている。	「播磨町児童発達支援センター」での未就学児の保護者に対して子どもの関わりについて学ぶ支援プログラムとして、ペアレントトレーニングを実施し、こどもへの適切か関わり方について学ぶ機会を作ることで、虐待予防に努める。 引き続き、支援が必要な家庭については、関係機関によるケース会議を開催し、支援方針について協議を行い、適切な支援につなげていく。	こども課
4	4	基本目標５　支援を必要とするこども・若者や家庭を支える	（１）児童虐待防止対策と社会的養護の推進	家庭支援事業の充実	●子育てに関する悩みを抱えるなど、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等がその家庭を訪問し養育に関する指導などを実施して、問題の解決や負担軽減に努めます。	4	各家庭に対し、課題解決のための目標設定は行っているものの、利用者と共有できていないことがあり、利用者本人（家庭）の自立に繋がっていない可能性がある。保護者と支援者との間での、課題や目標設定の共有が必要である。	こども家庭センターとして、母子保健部門、児童福祉部門と連携を行い、日々の情報共有や必要に応じてケース会議を実施する。 サポートプランを活用し課題の洗い出しや保護者等との共有を行うなかで、必要に応じて心理士による相談や保健師による支援により重症化のリスクを軽減する。	こども課

令和7年度　播磨町子ども・子育て支援事業計画〔評価〕

計画策定から現時点までの取り組みの状況について評価をしてください。
1. 非常に高い(100%以上)　2. 高い(80-99%)　3. 普通(50-79%)
4. 低い(1-49%)　5. 未実施(0%)
6. 評価不能(※理由を「問題点・課題・解決策等」に記入ください。)

資料1

					第３期計画（令和７年３月策定）	令和７年度事業評価			
施策No.	施策No.（枝番あり）	基本目標	基本施策	事業	取組内容	取り組みの総合評価（5段階評価）	取り組みを実施した上での問題点･課題、解決策等	**今後の取り組み内容（令和8年度において重点的に取り組む内容）**	担当課
5	5	基本目標５　要支援を必要とするこども・若者や家庭を支える	（１）児童虐待防止対策と社会的養護の推進	子育て世帯訪問支援事業の実施	●ヘルパー等の訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待のリスク等の高まりを未然に防止します。	3	母子健康手帳交付時、妊婦訪問時、新生児訪問時には、保健師・助産師による面談や訪問を行い、必要な家庭に、ヘルパーや専門職の派遣を行った。2か所のヘルパー事業所と契約をしているが、ヘルパーを必要としている家庭が増えていることから、新たな事業所の開拓が必要である。	ヘルパー派遣事業所の開拓を行う必要があるが、事業者の数や費用面で課題があるため、近隣市町の状況も把握しつつ、より利用者が使いやすい制度を目指す。	こども課
1	1	基本目標５　要支援を必要とするこども・若者や家庭を支える	（２）ひとり親家庭への支援	児童扶養手当の支給	両親の離婚等により、保護者等と生計を同じくしていない児童を監護・養育している場合に、その養育者に手当を支給します。 ●支給にあたっては、必要な人に必要な情報が届くよう、対象者の把握や情報提供の方法について検討します。	3	児童手当の受給者変更の手続き等で一人親になったことを窓口で確認した際には、児童扶養手当の案内も併せて行うことで周知を図っている。 住民課で、離婚等の手続きをした人にこども課での手続きの有無について問い合わせるよう伝えてもらっている。	制度広報を図りながらひとり親家庭への支援を実施する。	こども課
2	2	基本目標５　要支援を必要とするこども・若者や家庭を支える	（２）ひとり親家庭への支援	母子家庭等医療費助成事業	●ひとり親家庭の保護者等の経済的負担の軽減を図るため、母子家庭等に医療費の助成を行います。	2	町単部分は狭く、県制度にほぼ準拠しており、県制度の改正や他市町の単独制度等に注目している。	令和8年7月1日以降の受診について、指定難病医療費助成等の国の公費負担医療制度を利用した受給者についても、なお残る一部負担金に対して福祉医療費助成事業の対象とする制度改正を行った。	保険課
3	3	基本目標５　要支援を必要とするこども・若者や家庭を支える	（２）ひとり親家庭への支援	保護者の仕事の安定に関する支援	●ハローワークにおいて、ひとり親家庭への就労支援を行うとともに、相談会の実施等について周知を行います。	3	ハローワーク加古川と連携して臨時相談窓口（出張ハローワーク）を実施している。利用者が少なく、対象者に周知していく必要がある。	ハローワーク加古川と連携し、より利用しやすい実施日時について検討するとともに、様々な媒体で周知を行う。 また、ひとり親世帯等の大学等の受験料助成を開始する。	健康福祉課
4	4	基本目標５　要支援を必要とするこども・若者や家庭を支える	（２）ひとり親家庭への支援	相談支援体制の充実	●民生委員・児童委員が研修等を通して知識を深め、ひとり親家庭等の相談相手となり、関係機関と連携しながら自立に向けた支援を行います。	3	主任児童委員による子育て相談等を行っているが、様々な媒体を使用した周知や知識の習得が必要である。	相談内容に応じて関係機関へ適切に案内できるよう、研修などを通じて知識を深めていく。 町のイベントの際に、主任児童委員の活動について周知を行うとともに、小中学校との連携をさらに深めることを目的に、民生児童委員及び主任児童委員の学校訪問をこども課と連携して取り組む。	健康福祉課
1	1	基本目標５　要支援を必要とするこども・若者や家庭を支える	（３）こどもの貧困解消に向けた取り組みの推進	連携による教育支援の推進	●スクールソーシャルワーカー（SSW）の各中学校区への配置と、スクールカウンセラー（SC）を教育委員会内こども支援センターに配置することで相談体制の充実を図り、庁内関係各課とも連携することで早期対応ができる体制の構築に努めます。 ●特別な配慮の必要な児童生徒に対し、就学・進路相談を実施するとともに、特別支援教育コーディネーターを中心とした支援の充実を図ります。 ●こども支援センター専門指導員から学校教員への指導・支援を積極的に行い、知識・スキルの向上につなげます。 ●児童生徒の日々の様子について地域の方々による登下校の見守りや民生委員児童委員協議会等との連携を強化することで、児童生徒の困り感に寄り添います。	2	スクールソーシャルワーカー（SSW）の各中学校区への配置と、スクールカウンセラー（SC）を教育委員会内こども支援センターに配置することで相談体制の充実を図り、庁内関係各課とも連携することで早期対応ができる体制の構築に努めた。しかし、家族や周りの誰かが相談しない限り情報が入ってこないため、発見が遅れてしまうことが課題。今後も民生児童委員や他機関と情報共有を密に行い児童生徒の悩みや困り感を早期に発見解決できるようにすることが重要。	各中学校区へスクールソーシャルワーカー（SSW）とスクールカウンセラー（SC）を教育委員会内こども支援センターに配置することで相談体制の充実を図り、庁内関係各課とも連携することで早期対応ができる体制の構築に努める。 特別な配慮の必要な児童生徒に対し、就学・進路相談を実施するとともに、特別支援教育コーディネーターを中心とした支援の充実を図る。 こども支援センター専門指導員から学校教員への指導・支援を積極的に行い、知識・スキルの向上につなげる。 児童生徒の日々の様子について地域の方々による登下校の見守りや民生委員児童委員協議会等との連携を強化する。	地域学校教育課
2	2	基本目標５　要支援を必要とするこども・若者や家庭を支える	（３）こどもの貧困解消に向けた取り組みの推進	ヤングケアラーへの支援	●子育て世帯訪問支援事業により、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。 ●こどもたちのヤングケアラーへの認知を高めるとともに、助けを求めやすい環境づくりに努めます。	3	ヤングケアラー等家庭の状況を本人が学校や外部へ相談しない限り、情報が入ってこないため、発見が遅れてしまうことが課題。 児童生徒が家事や介護などに多くの時間を取られることで、学業に充てる時間の確保がしにくくなる状態が続くことで、遅刻や早退、欠席が多くなってしまう。 こどもたちのヤングケアラーへの認知が低いため、助けをもとめることなく見過ごされてしまうケースがある。	こどもたちのヤングケアラーへの認知を高めるとともに、助けを求めやすい環境づくりに努める。そのために、学校貸与タブレットに各所相談機関をまとめたものを登録し、いつでも迷ったり悩んだりしたときに連絡できる相談場所を周知する。 SSWと連携し、学校だけでは把握しにくい家庭環境についてもアンテナを高くし、外部機関とも連携し情報収集にあたる。	地域学校教育課
3	3	基本目標５　要支援を必要とするこども・若者や家庭を支える	（３）こどもの貧困解消に向けた取り組みの推進	教育費負担の軽減	●経済的理由によって、就学困難と認められる小学生及び中学生の保護者に対し、学用品費等について１年を通じて適正に支給し、また給食費については町が負担します。 ●勉学意欲がありながら経済的理由により就学が困難な義務教育以降の進学を支援するため、義務教育以降の進学支援として、奨学金を貸与します。	3	就学援助制度については、チラシを全児童生徒に配布かつスクリレで配信することで、保護者に制度の案内が届くようにしている。 奨学金制度については、ここ数年申請件数が低調である。	引き続き就学援助制度、奨学金制度を維持する。	教育総務課

令和7年度　播磨町子ども・子育て支援事業計画〔評価〕

計画策定から現時点までの取り組みの状況について評価をしてください。
1. 非常に高い(100%以上)　2. 高い(80-99%)　3. 普通(50-79%)
4. 低い(1-49%)　5. 未実施(0%)
6. 評価不能(※理由を「問題点・課題・解決策等」に記入ください。)

資料1

					第３期計画（令和７年３月策定）	令和７年度事業評価			
施策No.	施策No.（枝番あり）	基本目標	基本施策	事業	取組内容	取り組みの総合評価（5段階評価）	取り組みを実施した上での問題点･課題、解決策等	**今後の取り組み内容（令和8年度において重点的に取り組む内容）**	担当課
4	4	基本目標５　支援を必要とするこども・若者や家庭を支える	（３）こどもの貧困解消に向けた取り組みの推進	地域における学習支援	●地域人材の参画を得て、こどもの学習支援、学校の環境整備、放課後の居場所づくり等を推進します。 ●学校と地域の連携に向けた機運の醸成を図り、学習支援のさらなる充実、発展に取り組みます。	2	地域人材や学生ボランティアの参画により、こどもの学習支援を推進した。年度によって特に学生ボランティアの人数に偏りがあるため、人材確保にむけたさらなる啓発が必要である。	地域学校協働本部等と連携しながら、人材確保の流れを絶やすことなく、更なる学習支援に努めていく。	地域学校教育課
5	5	基本目標５　支援を必要とするこども・若者や家庭を支え	（３）こどもの貧困解消に向けた取り組みの推進	その他の教育支援	●学びなおしたい様々な年齢・国籍の人の義務教育の機会を確保するため、夜間中学校への就学を援助するための体制整備に取り組みます。	2	夜間中学校について広報を図っているが、相談事案自体が少ない。	今後もあらゆる媒体を通じ、夜間中学校について広報を行うとともに、兵庫県が実施する各市町との意見交換会に参加し、効果的な周知方法を検討する。	地域学校教育課
6	6	基本目標５　仕事と子育ての両立を推進する	（３）こどもの貧困解消に向けた取り組みの推進	保護者の仕事の安定に関する支援	●関係機関と連携し、生活保護に至る前の生活困窮者を対象に、生活困窮からの自立を図るための相談支援や就労支援を行います。	3	総合相談窓口につながってくれば対応できているが、つながってくるケースが少ない。	学校や教育委員会と連携しながら、総合福祉センターの周知を行う。	健康福祉課
1	1	基本目標５　仕事と子育ての両立を推進する	（４）外国籍のこどもへの支援	外国籍児童・生徒への支援	●関係課や播磨町国際交流協会と連携し、小中学校に在籍している外国籍児童生徒を対象に、母語を話すことができる多文化共生サポーターを配置し、翻訳や通訳、保護者支援等を行います。 ●各学校の学級編制の状況や、就学前または不就学の外国人児童生徒等に係る状況確認と指導対象となる外国人児童生徒等について情報の共有を行います。	2	外国人児童生徒等に係る状況確認や日本語指導が必要かどうか等、外国人児童生徒についての情報共有を各学校と行った。学校によっては、外国籍や日本語指導が必要な児童生徒が増加しており、授業以前に日常会話や心の安定を図るための母語を話すことができる多文化共生サポーターを必要としている児童生徒が増加している。	播磨町国際交流協会と連携し、外国籍児童生徒の情報共有を行う。 日本語指導が必要な児童生徒の状況を把握し、必要な児童生徒に日本語指導及び心の安定を図るため多文化共生サポーターを配置し支援する。	地域学校教育課
2	2	基本目標５　仕事と子育ての両立を推進する	（４）外国籍のこどもへの支援	外国籍の保護者への支援	●外国籍の保護者が言語の壁により、日常生活で不便が生じたり、適切な制度の利用などができないことがないよう、日本語や日本の生活様式・文化を学ぶ機会を提供します。 ●外国籍の保護者が子育てに関して適切に支援が受けられるよう、子育て情報の提供、相談体制の充実に努めます。	2	外国籍住民の増加に伴い、日本語学習や生活・子育てに関する支援の充実が求められている。今後も国際交流協会と連携し、日本語学習の機会や相談体制の充実を図るとともに、必要な情報を分かりやすく提供し、安心して生活・子育てができる環境づくりが必要である。	引き続き日本語教室を実施し、外国籍住民が日本語や日本の生活習慣を学ぶ機会を提供する。	協働推進課